

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和 4 年 3 月 15 日 (火曜日)

予算・決算委員会

日時 令和4年3月15日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

第16号議案	「質疑・討論・採決」
第17号議案	「質疑・討論・採決」
第18号議案	「質疑・討論・採決」
第19号議案～第35号議案	「質疑・討論・採決」
第36号議案	「質疑・討論・採決」
第37号議案～第38号議案	「質疑・討論・採決」
第58号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄		
委員	カーランド陽子	今泉吉孝	小林秀徳	竹下修平	齊藤竜也
	佐宗龍俊	鈴木長良	浅尾洋平	柴田賢治郎	小野田直美
	山田辰也	村田康助	山口洋一	滝川健司	中西宏彰
議長	長田共永				

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、請井悠人

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本日は、3月10日の本会議において本委員会に付託されました、第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算から第39号議案 令和4年度新城市下水道事業会計予算まで及び第58号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第1号）の25議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合、質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算を議題とします。

これより歳入1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

歳入1款市税、1項市民税、1目個人、17ページであります。

滞納繰越分について、令和3年度の2,826万1千円に対し、令和4年度は1,377万4千円と減額をされていますが、その理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 減額につきましては、令和3年度予算には、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例措置によりまして、納期限が令和3年度に延長された猶予額及び新型コロナウイルス感染症の影響による収入未済を見込んだ繰越見込額、これらを計上していましたが、令

和4年度予算には、これらを計上していませんことによるものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 コロナの影響ということで理解しましたが、基本的に滞納額の合計に対して何割だとか、基本的な積算根拠というか、見込額をこの予算で決定するときのルールというか、やり方というような基準みたいなものがあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 予算の計上というか、予算を立てるに当たりまして、例えば、令和4年度でございますと、令和3年度の税のほうの収入未済見込額から同じく令和3年度の滞納繰越分の調定見込みを積算いたしまして、これに過去5年間、もしくはコロナの影響であると、その年度とか、そういった過去の平均実績収納率、こうしたものを調定繰越分の調定見込額のほうに乗じて出すというような形をとっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解できました。

それでは続きまして、同じく1款1項2目、今度は法人であります、同じく滞納繰越分について3年度の3,208万9千円に対し、令和4年度は345万7千円と大幅に減額されていますが、その理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 減額の主な理由につきましては、令和3年度予算には、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に係る徴収

猶予の特例措置により納期限が令和3年度に延長された猶予額2,716万3千円を計上しておりましたが、令和4年度予算には、これを計上していませんことによるものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解いたしました。

こちらと同じように基本的な最初の積算根拠というのは同様なのでしょうか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 先ほど答弁を申し上げたとおり、滞納繰越分の税につきましては、同様の積算を行っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解いたしました。

それでは続きまして、1款2項1目の固定資産税であります。これも同じく滞納繰越分について令和3年度の5,475万4千円に対し、令和4年度は3,296万4千円と減額されていますが、その理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 減額の主な理由につきましては、先ほどの法人市民税と同様に、令和3年度予算には令和2年度に新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例措置により納期限が令和3年度に延長された猶予額2,338万9千円を計上していましたが、令和4年度予算には、これを計上していないことによるものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、歳入1款市税、入湯税、18ページです。

前年度比較で398万2千円を減額された理由は、1点お願いします。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 入湯税の前年度比で398万2千円減額とした主な理由といたしましては、名号温泉施設うめの湯が令和3年12月1日から休業し、令和4年3月末をもって営業終了となることから、当時予算額算出に反映させたものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 答弁の内容を確認できました。その上で、コロナのほうも観光業界、また、温泉入浴施設等にもなかなか影響が続いているのかなと思うのですが、そのあたりの見込みというのは、令和3年度と変わらない想定で、あくまで名号温泉のみなのか、その点、確認させてください。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 今回、令和4年度の当初予算算出に当たりましては、実績のほうで令和3年度の実績前半分プラス、令和2年度の実績分として計上しておりますので、コロナの影響がある中で基礎をもとに、そこからうめの湯の1年分を引いたという状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議題になっております、歳入1款市税、市民税の17ページになります。

1点目、個人市民税が前年度比1,324万3千円の減額となった理由を伺います。

2点目、法人市民税が前年度比で9,727万5千円の増額となった理由を伺います。

3点目、新型コロナウイルス感染症の影響と今後の企業活動や経済状況について伺います。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 3点、質疑のほうを頂いておりますので、順次ご答弁を申し上げます。

まず、1点目、個人市民税の減額につきましては、現年課税分が124万4千円の増額、滞納繰越分は1,448万7千円の減額で、差引きまして個人市民税全体で前年度比1,324万3千円の減額を見込んだものでございます。

現年課税分の増額につきましては、毎年実

施しております市内主要企業の数十社から、令和3年度決算の見込み及び令和4年度の決算見込みと給与の状況などのアンケート調査の結果から、企業業績の回復を見込みましたので微増としたものでございます。

滞納繰越分の減額につきましては、先ほど、債権管理室長より佐宗委員へご答弁申し上げましたとおりでございます。

続きまして、2点目、法人市民税の増額につきましては、現年課税分が1億1,935万7千円の増額、滞納繰越分は2,863万2千円の減額で、差引きまして法人市民税全体では前年度比で9,072万5千円の増額を見込んだものでございます。

現年課税分の増額につきましては、市内主要企業へのアンケート調査の結果、また、企業が公表している決算の情報などから企業業績の回復を見込み、増額としたものでございます。

増額が金額的に大きな理由につきましては、令和3年度の当初予算を新型コロナウイルス感染症等の影響による企業業績の低迷等を考慮いたしまして、前年度より大幅な減少を見込み計上しておりましたので、今回、業績の回復を見込んだ際に、令和3年度の当初予算との比較では大きな増額となったものでございます。

なお、滞納繰越分の減額につきましては、先ほど、債権管理室長より佐宗委員へご答弁申し上げましたとおりでございます。

続きまして3点目、市税における新型コロナウイルス感染症の影響といたしましては、影響前の令和元年度と令和2年度を比較すると、現年課税分の調定ベースで1億3,000万円ほどの税収減となりました。特に法人市民税で顕著に表れておりまして、企業活動に大きな影響が出ていたことがうかがえます。

今回、企業へ行ったアンケート調査の結果では、全体で企業業績の回復が見られましたので、コロナ前の水準とまではいきませんが、

法人市民税では令和2年度の額を上回ることが見込まれております。

今後の企業活動や経済状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、業界によっては先行きが不透明で、地域経済の回復等が予想し難い状況ではございますが、感染症に対する経済対策など、国の経済見通しでは緩やかに回復傾向を示しております。

今後も関連情報には注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

歳入11款地方特例交付金の質疑に入ります。

最初の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、歳入11款地方特例交付金、24ページです。

前年度比較で3,500万円減額された理由は。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 ご質問の地方特例交付金の前年度の内訳でございますが、2つございまして、1つは、住宅ローンの減収を補填する個人住民税の減収補填特例交付金、もう1つは、新型コロナウイルス感染症を踏まえた経済対策として、自家用乗用車の自動車税、軽自動車税の臨時的な軽減による減収を補填する自動車税・軽自動車税減収補填特例交付金でありました。このうち、自動車税・軽自動車税減収補填特例交付金は、令和3年12月までに取得されたものが軽減の対象となることから、令和4年度には減収が発生しないため、その分を予算に計上しておりませんので、前年度予算額より減額となったものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 内容のほうは、今、竹下委員のところで理解いたしました。

再質問ということで伺いたいのですが、住宅ローンだとか、軽自動車の取得のところの軽減がなくなったということの理解なのですが、市民生活が厳しい生活ではあるのですが、こういった軽減措置というのは、今後復活する兆しというのは今のところあるのか、ないという状況なのか。そこら辺の情報があれば伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 これらの減収につきましては、全て国のほうの地方税の税制改正において議論された上で制度が決まってくるので、その辺は国の動向になりますので、注視しておりますが、私どもでは何とも言い難いところでございますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入11款地方特例交付金の質疑を終了します。

歳入15款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、15款使用料及び手数料、1項6目商工使用料、鳳来寺山パークウェイ駐車場使用料、31ページであります。

予算額の2,235万3千円の積算根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 2,235万3千円の積算根拠につきましては、愛知県道路公社の実績

による、令和2年度の駐車台数を基に減少した駐車台数を加味して積算したものです。

減少した駐車台数87台に、繁忙期の1日最大回転率4回を乗じた348台が1日の最大駐車台数になります。

この駐車台数に令和2年度の繁忙期等の日数を車両の種類ごとに駐車料金を乗じて積算したものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

もう少し詳しく確認なのですが、今の御説明の中で、令和3年度の実績を県のほうから伺って、それを基に新たに料金体系が変わるというか、値上げをしたり、今までと違って繁忙期は料金が上がるという中で、令和3年度と同等の台数で新たな料金体系で積算をしたということによろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 はい。佐宗委員のおっしゃられたとおりですけれども、前年実績ではなく、令和2年度の実績であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入15款使用料及び手数料の質疑を終了します。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、歳入の16款国庫負担金、民生費国庫負担金の37ページになります。

障害児施設措置費（給付費等）負担金が令和3年度は4,604万9千円から令和4年度では6,307万8千円と増額していますが、その理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 障害児施設措置費（給付費等）負担金につきましては、高額障害者福祉サービス費給付事業及び障害児通所給付事業に対する国庫負担金です。国の負担割合は対象経費の2分の1となっています。

増額の要因としましては、障害児通所給付事業の事業費が、令和3年度当初予算の9,195万7千円に対しまして、令和4年度当初予算では1億2,601万4千円と3,405万7千円の増額を見込んでいることによるものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今の答弁で、おおよその理解はいたしましたが、増えた根本的な要因としては、高額医療を受けられる障害者の方の数が増えたという理解でいいのか、そこら辺の状況を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 増となっております要因でございますけれども、障害児の通所利用が伸びているということです。放課後等デイサービスですとか、児童発達支援といったサービスの利用が、毎年伸びが顕著になっておりまして、それを見込んだ増額となっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入17款県庫支出金の質疑に入ります。

最初の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 それでは、歳入17款県支出金、教育費県補助金、教育支援体制整備事業費補助金になります。51ページでございます。

1、本事業の主な内容をお伺いします。

2、令和3年度は1,237万5千円、令和4

年度は417万8千円でしたが、減額の理由をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 まず、主な内容ですが、新城ハートフルスタッフ活用事業に充てるものです。

そして減額の理由ですけれども、令和3年度は予算要求をした後で、県から幾つかの条件が示されました。例えば、11学級以下の規模の学校を対象とする。あるいは1校につき1名までといった条件が示されました。そのため予算要求額と交付決定額に大きな差異が見られました。令和4年度は、こういった条件を見越しての予算要求となっております。よろしくお祈いします。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、引き続き17款県支出金、2項1目総務費県補助金、元気な愛知の市町村づくり補助金、45ページであります。

100万円が計上されていますが、どのような補助金で、どの事業に充当するのか伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 元気な愛知の市町村づくり補助金は、元気な愛知の市町村づくりを応援するため、2つの事業枠を設け、各事業の実施に要する経費に対し、愛知県が交付する補助金でございます。

1つは、市町村または広域連合が行う先進的な新規事業のチャレンジ枠です。

もう1つは、全ての人々が安心して暮らせる明るく活力ある地域社会の実現を図るため、市町村または地域住民5人以上で構成する団体が、地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の従来枠です。

当初予算に計上しております100万円は、市が実施する従来枠でございまして、市内保

育施設の安全性の向上を図るため、こども園13園及びおおぞら園、児童館たんぼぼに新たにAED、自動体外式除細動器を設置する事業に充当する予定でございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

この補助金というのは、基本的に次年度以降継続的に行われて、本市もできる限り活用して事業をしていこうというお考えなのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 この補助金は名前がいろいろ変わってきているのですが、いろいろな用途に使える補助金でございますので、この補助金は活用していきたいと考えております。

チャレンジ枠につきましては市町村で2件以内、それから従来枠につきましては1件という申請の件数に関する要件がございますけれども、その分は県のほうで予算を確保していただくということで、そちらのほうを活用していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

それでは続きまして、同じく17款2項5目の商工費県補助金、企業再投資促進補助金49ページであります。

令和3年度の4,701万7千円に対し、令和4年度は8,524万4千円と増額されていますが、その理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 企業再投資促進補助金につきましては、歳出の企業再投資促進補助事業の補助金のうち、県の負担分となるものです。

令和3年度は、1事業者を対象として予算計上していましたが、令和4年度は2事業者を対象とするため増額するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終

わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款県支出金の質疑を終了します。

~~~~~

ここで説明員入替えのため、しばらく休憩します。

休 憩 午前9時28分

再 開 午前9時30分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、123ページ、2款1項16目地域自治区費、地域計画推進体制検討事業、報償費の内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 報償費につきましては、地域計画を継続的に推進していくための体制・仕組みづくりの検討に要する費用として、1地区当たり15人以内で12回の開催とし、10地区合計360万円を計上しております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 報償費を支払われる人の、それに見合うような資格みたいなものはあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 報償費は費用弁償として2千円を考えております。お願いする方は、現在の地域協議会の委員さんとか、過去に地域協議会を経験された方とか、地域の団体とか、そういった方を想定しております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、2款1項16目

地域自治区費、設楽原の戦い歴史検定作成事業、131ページ、こちらの内容について、費用弁償を受ける人数と、その内容について伺いたいと思います。また、成果物の扱いをどのようにするのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 設楽原の戦い歴史検定作成事業につきまして、2問質問を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

費用弁償につきましては、7人分の会議交通費2万1千円を計上しているところです。具体的には、地元中学生や高校生を含む実行委員を立ち上げ、設楽原の戦いの歴史検定試験及び教科書を検討・作成いたします。

成果物は東郷地区の小中学校、有教館高校に配布するとともに、設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館に置くことで、市外から訪れる方々にも渡ることを考えております。

また、ホームページでも広く周知していきます。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 1の報償費ですけれども、今の話を聞くと、小中、学生さんの方を主に対象としているのか。また、それを取りまとめる方たちも7人の中に含まれているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 現在、中高生の方が5名、あと2名、大人の方を考えております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 2の成果物の扱いについてですけれども、他市のほうで検定ということになると、毎年検定事業を募集とか、そういうこともあります。成果物としては、そこまでのことを考えているのか。今言ったホームページへの告知、また、設楽原資料館に置くということにとどめているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 来年度、4年度に委員さんたちにしっかり検討していただこうと考えているのですが、今のところ来年度作成するのは初級編でありまして、設楽原歴史資料館で検定を受けるとか、ホームページ、インターネットで検定を受けるだとか、いろいろなことを考えていきたいというように考えております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費、行政手続・行政不服審査制度運営事業、95ページであります。

令和3年度の6万8千円に対し、令和4年度は161万6千円と大幅に増額されていますが、恐らく委託料が増えたというように思っております。委託料（一般分）154万円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 委託料の内容につきましては、市の庁内ネットワークの中に例規に関するシステムがあります。その中に行政処分基準に関するシステムがありまして、それを更新するというものです。具体的には、法律や条例の制定改廃に伴う行政処分の追加ですとか、変更、削除、こういったものを洗い出す業務、それから一覧表を作ったり、各処分ごとの個票の作成業務、また、それらを成果物として、併せて職員間で、みんなで共有できるようにシステムに再び搭載するという業務になります。併せまして行政手続への制度理解を深めるため、職員への研修を実施するというものでございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 内容は理解しました。

この予算というのは、基本的に令和4年度のみで、それ以降は継続的には発生しない。恐らくある程度の期間の中で更新等はあると思いますが、継続的にかかる経費ではないと

いう理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 3年をめぐりに更新していくものになります。今回は5年程度更新を行っていなかったものですから、行うというものでございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

それでは続きまして、2款1項4目財政管理費、財政管理一般事務経費、101ページであります。

令和3年度の14万9千円に対し、令和4年度は1,553万8千円と大幅に増額されていますが、委託料（一般分）176万円及び賃借料1,363万6千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委託料（一般分）の内容からご説明いたしますが、これは、これまで自庁で作成をしておりました地方公会計に関する財務書類を、事務の効率化等を勘案しまして民間事業者へ一部委託するため、地方公会計財務書類作成支援業務委託料を新たに計上しているものでございます。

また、賃借料につきましては、今年度まで財務会計システム管理事業というところで計上しておりました財務会計システム等の賃借料でございますが、これを本事業に令和4年度から組替えをしたもので、これにつきましては歳出予算の増減はないものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

委託料に関しては増えたという部分で、今後継続的に同様の経費がかかると。

それからシステムのほうの賃借料に関しては項目が移ったということで、増えたわけではないという理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 そのような考えで、委託料については、これから毎年同額かかって

くるかと思えます。賃借料につきましても通常の管理経費になりますので、これも同額毎年かかってきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

それでは続きまして、2款1項5目人事管理費、人事管理一般事務経費、103ページであります。

令和3年度の4,305万5千円に対し、令和4年度は5,352万2千円と増額されていますが、委託料（一般分）1,047万1千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 人事管理費における委託料でございますが、主な内容が3点ございます。

1点目ですけれども、労働安全衛生法に基づいて行うストレスチェックの業務委託が50万円です。

2点目は令和5年4月から始まります定年延長制度について、施行に当たって条例や規則の整備が必要になりますので、委託により行うものでございます。こちらは、昨年の9月定例会におきまして債務負担行為として予算をお認めいただいたものです。委託料は220万円です。

3点目ですけれども、再任用職員や会計年度任用職員などの非常勤職員の医療保険について、今後、令和4年10月から地方公務員共済組合法が適用されることとなります。このため非常勤の職員で、現在、自分で保険に加入されている方は愛知県市町村共済組合へ移行するため、職員を管理する人事・給与システムの改修を行うものでございます。システム改修委託料は777万1千円になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

それでは続きまして、2款1項9目企画費、

企画振興事業、107ページであります。

令和3年度の662万9千円に対し、令和4年度は60万円と大幅に減額されていますが、その理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 減額となった要因ですが、令和3年度当初予算において愛知県職員受入れに関する負担金として450万円計上しておりましたが、令和4年度は企画振興事業として愛知県職員の受入れを行わなくなったため、その分が減額となりました。

ほか、時事通信社 i J AMP の利用料を機構改革に伴い情報政策課へ移管したため減額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解いたしました。

それでは続きまして、2款2項2目賦課徴収費、徴収管理事業、149ページであります。

賃借料について、令和3年度の598万4千円に対し、令和4年度は1,582万円と大幅に増額をされていますが、その理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 増額の理由であります。次の3つの経費を計上しているためでございます。

1つ目は、国の地方税制改正によりまして、令和5年度課税分から地方税共通納税システム、通称 e L T A X の対象税目に固定資産税・都市計画税、軽自動車税の種別割が追加され、e L T A X を通じて電子的に納税を行うことができるようにするとともに、当該税目の当初課税納付書に多様な納付方法を可能とする統一QRコードを印刷することとされたことに対応するために必要なシステム改修費として941万6千円。

2つ目は、押印の義務の見直しに伴い、過誤納金の還付関連文書にあります押印に係る記載を削除または修正するために必要なシステム改修費として24万1千円。

3つ目は、昨年10月から本庁舎及び各総合支所で受付を始めましたキャッシュカードによる口座振替申込サービスの利用料として48万2千円であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 今伺うと、システムの改修が主な内容のように聞こえたのですが、予算書を見ますと、委託料ではなく賃借料がかなり増額されているというようにお見受けしたのですが、このあたりの関連性をお伺いしたいのですが。

○丸山隆弘委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 今申し上げました、1つ目の地方税共通納税システムの関連、2つ目の押印の関係の過誤納付金還付関連文書に関するシステム改修、こちらはいずれも市の新情報システム、いわゆる共同調達で行っているものの改修ということで、もともとがそちらの賃借料という形で予算措置をしているものに関しての改修ということで、賃借料に計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解いたしました。

それでは続きまして、2款2項2目賦課徴収費の固定資産評価替事業の149ページであります。

令和3年度の1,207万9千円に対しまして、令和4年度は5,080万6千円と大幅に増額されていますが、委託料（一般分）の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 固定資産評価替事業につきましては7件の業務委託料を計上しております。

内容につきましては、令和4年度では、令和6年度評価替え対応としての標準宅地鑑定評価業務の3,000万6千円が主なものでござ

います。

固定資産の評価は適正な時価を課税標準といたしまして課税するもので、3年ごとに評価額を見直す制度がとられております。評価替えとは、資産価値の変動に対応して、固定資産評価額を適正で均衡のとれた価格に見直す作業をいまして、この作業に必要となる調査・整備業務は3年間にわたり、令和6年度評価替えに向けては、令和3年度から令和5年度を1つのスパンとして作業を進めているところでございます。

令和4年度では令和6年度評価替えの中間年度で行う業務といたしまして、標準宅地の鑑定業務がでございます。なお、この業務につきましては、3年間ごとに評価替えの中間年度に実施する業務でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2款1項9目企画費、自治体DX推進事業、113ページです。委託内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 自治体DXの取組の基礎となりますBPRの取組を推進するため、既存業務の調査・棚卸しを行いまして、その中から深掘り対象とする業務を抽出した上で、課題の洗い出し、それからICT技術を活用した業務効率化の提案や、DXに対する職員の意識醸成のための職員研修の実施等の内容を予定しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 いろいろたくさん入っているのですが、1年後の到達点というのか、ここまでやるというのは決まっているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 1年後の到達点ということですが、委託業務によって業務の棚

卸しをして、そこから深掘りする業務を幾つか選定させていただいて、それがICT技術を活用して業務の効率化を図っていくようにするというのを到達点というのか、目標としております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 何かぼんやりしているのですが、いわゆるこの事業というのは、アドバイザーの指示のもと業者へ委託するというようなものなのではないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 アドバイザーの方に委託をしまして、組織体制を庁内で構築し、その中でDXの推進計画を策定しまして、それをもとにDX、業務効率化というところで進めて取り組んでいきたいというように考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 アドバイザーへ委託するというようなことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 アドバイザーの方に委嘱してDXを進めるに当たりまして助言を頂きながら庁内で主体的に取り組んでいくというところで考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうしますと、アドバイザーに対する報償費とDX推進支援業務委託料という2つが別々にうたっているのですが、これの違いというのか、どのような分け方をしているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 委託業務に関しましては、業務の効率化のために調査を行うことを委託するというところです。アドバイザーの方に関しましては、計画を策定して取り組んでいくというところで、DX全体としての助言を頂きながら進めていくというところの違いで、別にさせていただいているところです。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 アドバイザーの方に報償費を払うというのは、計画をつくる部分であって、委託するというのも、アドバイザーの方に委託するのだけれども、調査を委託する。その辺、よく分からないのですけれども、分かりやすくお願いします。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 アドバイザーの方につきましては、全体的な方針に関するアドバイスを頂くというところで、委託業務というのは、アドバイザーの方に委託するのではなくて、委託業務はコンサルタント事業者のほうに委託をして、調査を行うというところで、それは別というところで考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ですよ。最初にそれをお伺いしたのです。アドバイザーと委託先は違うんでしょうというようなことをお伺いしたのですけれども、分かりました。違うんですね。

そこで市と委託先の役割分担といいますか、それはどのような形になるのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 市と委託先の役割分担というところですが、市のほうでDXの計画をつくって全体を進める中で、委託事業者のほうに委託するのは業務の棚卸しというところで、棚卸しをして業務を調査してICT技術をどのような仕事に活用していけば、効率的にできるかというところで、その業務を委託して、それも含めてDXの計画をつくって進めていくというところで考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 すみません。よく分からなかったのですが、そうしましたら角度を変えて聞きます。DX推進事業というのは、庁

内でももちろん取り組むと思うのですけれども、その体制というのは、どのような体制をつくって取り組んでいくのでしょうか。例えば、各課から1名ずつ出てきて研修をして、課から出てきた代表がそれぞれの課におろしていくとか、何らかのチームをつくるのか、そういうような庁内の体制で取り組んでいくのか、その辺を教えてください。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 庁内の体制ということですが、最高情報責任者というところで、副市長で、その下、全庁的な体制というところで、部長級で推進本部会議を設置します。その下に課長級で幹事会を設置します。その下に作業部会を設けることもできるというように考えておきまして、また、各課からDXの推進員という形で若手職員を想定しております。選出してもらって、それを主体的に取り組んでいくという形で考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では次に移ります。

2款1項9目企画費、東三河ドローン・リバー構想推進事業、115ページです。

令和4年度の事業計画について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 令和4年度の事業計画につきましては、協議会に設置している物流研究会・作業省力化研究会・災害対応研究会の3つの研究会において、それぞれ実証実験を継続して実施していきます。具体的には、ドローンを活用した橋梁点検業務や農業用ため池等の現況測量業務の三次元化の実証実験の実施や災害対応システムと連携した防災訓練の実施等を計画しております。加入している企業が主体的・積極的に実証実験が実施できる環境の整備を整えていきます。

また、新たに人材育成部門として市民を対象としたドローンに対する理解促進を図るためのイベントの開催や民間と連携しドローンの操作技術研修や制度講習等の開催を予定し

ております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 その中で、新城市はどのように参画していくのか、どの部分で関わっていくのかということをお教えください。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 新城市の立場なのですけれども、この事業に関しては今負担金ということで協会のほうにお支払いして、全体の事業費の中で事業をしております。新城市におきましては、つげのヴィレッジのところで、あそこを拠点に協議会のほうがドローンの実証実験を体育館の中だとか外でしております。今年度、この事業とは別の予算で国からお金をもらって、つげのヴィレッジのWi-Fiの設置だとかトイレの整備だとか、そういったことをして、社会実装の実験をしている業者の支援というか、応援をしていきます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

~~~~~

ここで休憩をいたします。再開は10時10分からといたします。

休 憩 午前9時59分

再 開 午前10時10分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、4番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、歳出2款1項9目企画費、鳳来総合支所周辺整備事業、111をページをお聞きします。

1点目、事業内容をお聞きします。

2点目、敷地境界確定を行うとのことだが、現在まで不明のままだったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課

長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 それでは、1点目の事業内容につきましては、現鳳来総合支所、開発センター、旧総合庁舎の跡地の活用につきまして鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会を組織しまして検討を進めるため、委員の方への報酬と費用弁償に係る費用、敷地境界を確定するための用地測量業務委託に係る費用を計上しております。

2点目ですが、敷地境界につきましては、旧総合庁舎は昭和32年に建設、現鳳来総合支所につきましては、鳳来町役場として昭和45年に建設されております。開発センターは昭和49年に建設されておまして、それぞれが建設された後、土地の異動等もなかったことから、境界を示す杭も見当たらないような状況となっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 分かりました。

この総合支所の跡地活用は期待が大きいわけでございますけれども、今まで公の施設として問題なく来たということであると思うのですが、支所関係の敷地境界に関して、隣地所有者と今まで問題が生じるようなことはなかったか。また、これから期待の大きい事業を進めるに当たり、支障となるような境界に関するような問題は想定できないか伺います。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 支障につきましては、私の知る限りでは、過去に境界等で支障があったということはなかったかと思えます。敷地の境界の確定、今後について、これから測量業務等を進めていくわけですが、これまでのところ、隣接地との問題もなかったことから、その辺で支障を来すということは考えにくいかなと思っております。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 よろしくお祈いします。

次に入ります。2款1項9目企画費、自治体DX推進事業、113ページ。先ほど小野田委員の質疑がありましたが、再度重複するかもしれませんがお聞きします。

事業の内容、進め方、見込む成果目標を伺います。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 それではお答えします。

本事業は、自治体DXの取組に関して、専門的な知見を有するアドバイザーから助言を受け、本市の実情に合ったDX施策を推進していくことや、自治体DXの取組の基礎となるBPRの取組を推進するための基礎調査を実施することなどを事業内容としています。

進め方につきましては、まずは庁内で推進体制を構築しまして、アドバイザーからの助言をもとに本市のDX推進に関する計画を策定するとともに、業務委託により既存業務の棚卸しやICT技術を活用した業務効率化を図り、また、職員研修による意識醸成にも取り組んでいきたいと考えております。

こうした取組によりまして、本市の実情に合ったDXの取組が推進され、ICT技術を活用した市民サービスの向上や業務効率化の取組により、持続可能な地域社会を実現していくことを目標としています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 事業の内容、進め方等は、先ほどの小野田委員の説明でもありましたので、大体分かりました。いわゆる令和4年度の成果目標については、自治体DXについて、すべき事業を洗い出し、見つけて、計画を立てるといふ実際の自治体DX、いわゆる実際の業務に反映されるというのは、次の年度からの話というような今年度の目標ということではよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 令和4年度につき

ましては、DXの計画を策定いたしまして、それから業務の棚卸しでICT技術を活用して効率化していくという業務を選定していくことを目標としておりますので、また、実際に効果が現れるというのは、その後ということで考えております。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑は終わりました。

次に、5番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは歳出2款1項2目電子計算費、電子自治体推進事業、99ページです。

(1) 今回オンライン化対象となる手続の具体的内容は。

(2) 委託先の決定方法は。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 具体的内容はということでお答えします。

国が決めました、「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、市町村手続のいわゆる26手続というものがございまして、そちらをオンライン化いたします。なお、新城市においては24手続になります。

もう少し説明いたします。当市におきましては、児童手当等の受給者資格及び児童手当の額についての認定請求や児童手当等の額の改定の請求及び届出をはじめとする子育て関係の13手続と要介護・要支援認定の申請ですとか要介護・要支援更新認定の申請など、介護関係の11手続のオンライン化となります。

次に、委託先の決定方法はということですが、こちらはデジタル庁が指標としております基幹系システムの標準化の具体的な事項がまだ示されておりませんので未定でございます。ただし、基幹系システムに接続することになりますので、随意契約の可能性が高いと考えます。市の財政に有利となるように契約方法については検討していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは再質疑のほうですが、(1)のところで、市の対象は24の手続ということでご紹介がありましたが、子育て関係15手続のうち市の該当が13ということで、残り2つは対象外ということですが、これはどういったものでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 子育て関係15手続のうち13手続になった以外の2件が何かということだと思いますけれども、2件は学校給食費に関する手続が2件ございまして、現在、市が学校給食費に関しては公費として扱っておりませんので、そもそもこの手続はないということでございます。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 理解させていただきました。

その上で、今回26のうち24手続、市のほうでオンライン化を図るということで、自治体DXを進める上では単なるシステム化の導入ではなくて、いわゆる業務の変更とか統一といったものも伴うのが自治体DXの推進だと思っておりますが、新城市の子育て関係13手続、介護関係11手続の中で何か業務が変更される部分があるのか。単純な今までどおりの業務の中でシステムを使うようになるだけなのか、その点について確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えします。

手続はそれぞれ申請を受けている担当課が行いますので、私はシステム的にそれを取りまとめているという仕事になりますので、詳細まではお答えすることができないのですが、概念として基本的に今紙で受け付けている申請は受け付けることができますし、こういったオンラインでできることになるものは、改めてオンラインで申請が可能になるということになります。ただ、申請にもよるのでございますけれども、全てオンラインでできるかということ、そうでないものもありまして、例

えば、直接手渡しで渡さなければいけないようなものですか、申請の際にどうしても面接するようなものが求められるものについては、オンラインで申請はできますけれども実際来ていただく必要はあるとか、そういったことで、申請の1つとしてオンラインが可能になるということで考えていただければと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 そのように理解させていただきました。

この手続について、市独自になってしまっている部分があると、今後ほかの自治体との連携、また、そういったところでも不備が出てくるかと思っておりますので、ぜひ進める際には、業務の標準化というか、統一化といったところも意識しながら進めていただければと思います。

それでは次に移ります。

2款1項7目財産管理費、財政調整基金積立事業、105ページです。

積立金7,673万1千円の算出根拠をお願いします。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 公共施設個別施設計画に基づく長寿命化に関する工事や老朽化対策工事が、令和4年度当初予算にも計上しておりますが、今後もこれが継続することが想定されますので、その財源を積極的に基金へ積立て長期的な視点を持って財政運営を行うことを目的に、これまでの利子等の運用益以外の積立てを令和4年度から新たに計上しているものでございます。

その算出根拠につきましては、まず1つが歳入18款1項1目財産貸付収入の土地・建物賃貸料から2,314万9千円、18款2項1目不動産売払収入の土地・立木売払代金から4,475万9千円、22款4項2目雑入の三遠南信自動車道建設発生土受入費から760万円を

積立ての原資として充当し、これに利子等の運用益122万3千円を加えたものが総額の7,673万1千円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 算出根拠のほうは理解できましたので、次に移りたいと思います。

2款1項9目企画費、自治体DX推進事業、113ページですが、これについては先ほどの質疑で内容を大枠確認できましたので、1点再質疑だけさせていただきたいと思います。

アドバイザーということで80万円の予算を報償費として見込んでいると思いますが、自治体DXの推進というのを、全国的に同時に皆さんやられていると思っておりまして、こういった人材の確保は非常に難しいのかなど考えておりますが、どういった方をお招きするのか、その当てがあるのか、その点について確認させてください。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 アドバイザーの方につきましては、専門的な知見を有する方で、学識経験者の方を考えておりまして、本市の状況もご理解いただける方を選任したいというように考えて、今人選を進めているところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 まだ、人選中ということで、また詳細が決まり次第、お伺いできればと思います。80万円ということで、費用的にはさほど大きくないのかなど考えておりますが、具体的にはどれぐらいの頻度で来ていただく想定なのか。月4日間来てもらうのか、1週間詰めて来てもらうのか、そのあたりの報償費80万円の想定をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 80万円の根拠というところですが、会議と検討会議に出席していただく場合もありますし、オンラインで出

席していただくという場合も想定しております。そういった会議につきましては、今は大体月1回を想定しておりまして、それ以外でも通常の相談業務というところで考えております。

また、職員研修も考えておりますので、そういう職員研修の講師として何回か、まだ回数については決めておりませんが、そういう研修の講師もお願いしたいというように考えております。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 内容のほうは理解させていただきました。

ぜひ、市の自治体DX推進に役立つような形で協力いただけるように考えて進めていただければと思います。次に移ります。

2款1項9目企画費、新城公共商社推進事業、113ページです。

新城公共商社の全体的なビジョンにおける令和4年度事業の位置づけと委託料（一般分）の詳細な内容は。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 新城公共商社の全体的なビジョンにおける令和4年度事業の位置づけにつきましては、本年度、作成しております事業者カルテを引き続き作成していきます。また、その事業者カルテや集約した情報をどのように情報発信していくのかを新城公共商社設立審議会において審議してまいります。

委託料の詳細な内容につきましては、ただいまご説明させていただきました事業者カルテの作成委託料となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、お願いいたします。

歳出2款1項1目一般管理費費、市国際交流協会支援事業、89ページ、この事業の内容

を伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 市国際交流協会支援事業は、本市の国際化や多文化共生社会の推進を図ることを目的としまして、市民や市内企業等で組織されております新城市国際交流協会の活動を支援するため補助金を交付するものでございます。495万5千円を計上しております。

令和4年度につきましては、外国人向けの日本語教室、防災講座及び外国人と日本人が交流するイベントの開催や翻訳業務のほか、ニューキャッスル・アライアンスの活動としまして、市内の小・中・高校生とドイツやスロバキアの生徒とのオンライン交流や、令和3年度に行われました老人クラブとイギリスの高齢者評議会とのオンライン意見交換会が行われる予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、再質問をお願いいたします。

この国際交流協会支援事業は、私は余り興味がなかったものですからいけないのですが、市の委託事業になると思いますけれども、自主事業とは違うわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 市の委託事業というわけではなくて、国際交流協会が行っている事業に対して市が補助金を交付しているものでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、この国際交流協会の代表者は誰なのでしょう、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 代表者ですが、現在は本多プラスの会長さんでいらっしゃると思います本多克弘様でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、主な業務の内容はど

んな事業で、事業推進室というのがあるようですけれども、庁内のどこにあるんですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 反問権よろしいですか。質問の内容が分かりにくいんですけれども、反問権よろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 確認をするということですね。

○松下領治まちづくり推進課長 確認をさせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 はい。

○松下領治まちづくり推進課長 事業推進室というのが書かれているということですが、どこに書かれていることでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この事業を推進しているところの、庁内に担当部署があるわけですね。国際交流協会というのは別のところであって、所在地が違うところにあるわけですか。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 国際交流協会を担当しているのはまちづくり推進課でございます。今、事務局の職員は本庁舎の中に3階、まちづくり推進課の隣の席におります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、事務局の職員は、ここには何人見えますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 事務局長と事務員の2名でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 事務局長は本多さんですよ。私は本多さんを見たことがないものですから、すみません。会長ですね。事務局長と事務員は協会であっても、市の職員でしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 市の職員ではございません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
○山田辰也委員 市の職員ではないということです。では、この事務員、その費用も支援事業の予算の中に入っているわけですね。
○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。
○松下領治まちづくり推進課長 はい。支援事業の中に入っております。
○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
○山田辰也委員 結構高額なものですから。交流協会の支援ですけれども、先ほど、多文化共生事業というのがあるのですけれども、役割は違うわけでしょうか。
○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。
○松下領治まちづくり推進課長 多文化共生事業の役割、協会と市の多文化共生の違いというようなことでよろしいですか。
多文化共生事業は、市のほうで行っている部分につきましては、例えば、市役所の総合相談の窓口のところに国際交流員の方を配置したりするのですけれども、国際交流協会のほうでは、外国人市民と日本人市民との交流を、主にイベントが多いですけれども、そちらのほうを担っていただいております。
○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
○山田辰也委員 少し後に出るのですけれども、若者議会の中でも、この委託事業に委託しているというのは、これも国際交流の関係のものでということでしょうか。
○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。
○松下領治まちづくり推進課長 若者議会のほうは今年度の事業でございます。それも国際交流協会に委託をしたということでございます。
○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
○山田辰也委員 では、2款1項1目一般管理費、訴訟事務経費、93ページ、事務経費の内容を伺います。
○丸山隆弘委員長 松井行政課長。
○松井哲也行政課長 経費の内容ということ

まず、委託料につきましては、顧問弁護士委託料として年額93万円を計上しております。

次に、賠償金につきましては、例えばでございますが、市が当事者である事故におきまして相手方に損害賠償をすることになった場合に、当該事故の相手方に支払うものとして100万円を計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
○山田辰也委員 賠償金については問題ないと思うのですけれども、これは昨年度の予算と同じなのですが、今言った93万円ですね。弁護士のお金だと思っておりますけれども、算出の根拠をお願いします。
○丸山隆弘委員長 松井行政課長。
○松井哲也行政課長 算出の根拠ですけれども、見積りを頂いておりますが、月額7万7,500円掛ける12カ月ということで93万円というものでございます。
○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
○山田辰也委員 委託料はその金額で分かるのですけれども、裁判のときには顧問弁護士ですから、その都度別の予算も必要になると。別の予算というのは顧問弁護士だけではなくて、裁判のときに多額のお金が要するということは、前にも言ったのですけれども、顧問弁護士であっても、裁判のときは別に費用が要するというわけですね、伺います。
○丸山隆弘委員長 松井行政課長。
○松井哲也行政課長 この中には含まれておりませんが、いわゆる着手金とか報奨金と言われるものだと思いますが、それは別に必要となっております。
○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
○山田辰也委員 通常、顧問弁護士ですから、着手金等も当然安くしていただきたいと、前にも一度言ったのですけれども、非常に高いと。算出は旧のを使っていたり、話し合いとか、そういうことをしないですね。顧問弁護士が高いというわけではないですよ。報償、成

功報酬とかその他のお金なのですけれども、本来、顧問弁護士が受けるのですけれども、着手したり、いろいろな弁護にかかるのには、新城市の場合はいつも同じ弁護士にお願いしているのですけれども、弁護士というのは、新城市にまだいるんですよ。ですから、顧問弁護士だけではなくて、弁護士に関わる費用については税金を使っていますから、入札とか話合いを今までしたことがあるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 今質問されたことは、この予算の中には全く入っておりませんので、私も答えづらいのですけれども、すみません。以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ここはそういうことだと思っていましたけれども、言いたいのは弁護士料が異常に高いですよ。今後、顧問弁護士のことも考えて、訴訟が起きることも、これから考えられますので、その辺、また考えてほしいと。では次にいきます。

2款1項1目一般管理費、印刷関連機器等管理事業、93ページ。委託料と賃借料の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えします。

まず、委託料につきましては、本庁舎の各フロアの事務室に設置しておりますカラー複合機10台分の保守点検業務に要する費用となります。

また、令和4年度におきましては、市民課などに設置しておりますモノクロ複合機の更新を予定しております、これに要する機器の移設及び認証システムの保守委託に要する経費を計上しております。

賃借料につきましては、本庁、東庁舎、両総合支所に設置しております各種複合機、印刷機、裁断機といった印刷機器類の賃借に要する費用となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 昨年度の予算と比べますと151万円増加しているのですが、委託料75万6千円増加、委託内容が変わってきていると思うのですけれども、令和2年、3年、4年、手元の資料でいきますと、令和2年は490万3千円、令和3年度は462万円、今回は537万6千円で、だんだん上がってきているのです。この委託先と内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えします。

コピー機等につきましては、経年使用しまして部品等が今後保守になくなるものは交換するというものですか、また逆にレーザープリンター等を廃止するというので、削減のことも行っております。そういった、まだ使える機器を、それほど使用頻度のないところに回したり、そういった移設等があるということと、新しい機器を導入するときに、我々のこういったカードで認証等を行っておりますので、これの最初の設定が1回分、高いのが入ってきますので、そういったところで金額が上がっているというものでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 委託内容は分かりましたけれども、委託先はどちらでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 委託先につきましては、これから入札していくこととなりますので、これから決まるということになります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これから決まるということで、新城市は随意契約が得意なものですから、一般競争入札ということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 機器等が何台もございますので、全てを一括にするのか、それとも例えば、コピー機だけですか、ほかの機械と一緒にするかどうかというのは今後の検討

になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員。

○山田辰也委員 100万円以下とかそういうものは、各部署で随意契約はできるけれども、今のは全体の金額だったら入札も考えているということですか。

○丸山隆弘委員 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 当然、入札も随意契約も、どちらも視野に入れて検討してまいります。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員。

○山田辰也委員 少しでも安くお願ひしたいところですね。賃借料が78万2千円増加しています。賃借物の内容の賃借料ですね。リース料ですか。令和2年は363万7千円、令和3年は少し安くなって342万円、令和4年は420万2千円なのですが、違いをお願ひします。

○丸山隆弘委員 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 すみません。今そこまで細かい資料を持ち合わせておりませんので、明確にはお答えができません。申し訳ないです。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これは個々に言っているわけではないですね。賃借料というのはリースで、賃借物というのは、先ほど言っただけのいろいろな機械ということでしょうか。

○丸山隆弘委員 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 リースでございますけれども、どんなものかといいますと、コピー機です。コピー機が9台ほどあるということと、後は先ほど申しました裁断機等の機器になります。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員。

○山田辰也委員 仕事を効率化するという点では、予算を執行していただきたいと思ひます。つけ加えて言いますと、各小中学校でお金がないという話がよく出ますので、これは

関係ないということですが、教育委員会のほうでもお金を取ってほしいということですが。

では、次の2款1項1目一般管理費、高等教育機関支援事業、95ページ、修繕費と保険料の内容を伺います。

○丸山隆弘委員 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 修繕料につきましては、学校施設において緊急的に修繕を行う必要が生じた場合の経費です。

保険料につきましては、学校施設内の校舎、体育館等の建物に対して加入している建物総合損害共済の保険料です。

以上です。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ここで言う高等教育機関というのは、具体的にどこのことを指しますでしょうか。

○丸山隆弘委員 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 穂の香看護専門学校です。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員。

○山田辰也委員 修繕費ですが、令和2年度は50万円、令和3年度は40万円、今回も40万円ですね。修繕費というと、建物等は市が所有しているということですが、負担額の金額を決めるんですけれども、これはどのような決め方をしているのでしょうか。

○丸山隆弘委員 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 穂の香看護専門学校と一番最初に覚書を交わしております。その中で市のほうが負担するのは建物の躯体、小さい備品だとかそういったものではなくて、大きな躯体に関するものということです。令和2年度と3年度は予算を計上させていただきましたけれども、修繕工事は行っておりません。

○丸山隆弘委員 山田辰也委員。

○山田辰也委員 分かりました。

1つ、つけ加えて言わせていただきますと、

1年ほどたつのですけれども、穂の香看護学校は経営者が変わったと聞いておりますけれども、経営者は当然支援事業で予算を使う側の受ける側ですね。その経営者についての説明が、全員協議会のときにあったのですが、報告がない。あのときの副市長の約束をほごしているのではないかと。この予算を使うに当たっては穂の香がね、まあ、予算とは関係ないですけど、経営者が変わったまま、どうですか経営者のこと、約束はちゃんと守ってください。いかがですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、質疑はよろしいですね。

○山田辰也委員 はい。では次にいきます。

2款1項9目企画費、水源地域対策事業、109ページ、この事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 主な事業内容としましては、鳳来総合支所地域課が所管しております、鳳来地区の7つの水源地域集会施設の維持管理を行うための光熱水費、修繕料、建物の保険料、浄化槽や消防設備の保守点検の委託料と寺林公民館の屋根、外壁等の改修工事に係る費用等を計上しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この事業の中で光熱水費の推移としては、令和2年度が80万6千円、令和3年度が80万5千円、今年度232万6千円と推移しています。金額が急に増えていますけれども、どのようなことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 金額が増えていますのは、4月1日から名号温泉施設のほうの指定管理が終了しまして、市のほうで泉源ポンプ、移水ポンプ等を定期的に動かしていくための電気料を計上させていただ

いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういことですね。早く次の段階に進んでいただきたいと思います。

委託料の共通分というのがあったのですけれども、共通分の内容はどのようなものでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 委託料の共通分につきましては、浄化槽の点検・清掃業務、電気保安点検業務の委託料、消防設備等保守点検業務の委託料です。地域集会施設に係る分が主でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 同じく委託料の中で、一般分が今回147万4千円計上されているようですが、一般分については何でしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 一般分につきましては、鳳来総合支所の近くに長篠宇東谷下というところがございまして、住宅のところに隣接している土地がございまして、そこに市の所有の土地がございまして、そこにスギとかヒノキの木が立っております。近隣の住宅の方に被害といいますか、強風等によって葉っぱが隣の家にいって雨どいが詰まったりとか、小枝が飛んできたりとか、その中にマムシが生息しているようで、そういったものがあるので何とかしてほしいという要望がございまして、そういったことの被害が及ぶ前に木を伐採するための費用を一般分として委託料で計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 工事請負費が922万9千円ありますけれども、内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課

長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 工事請負費につきましては、寺林公民館の改修工事になります。寺林公民館の改修工事の内容といたしましては、屋根の改修工事、外壁等の塗装の改修、空調機1台の取替というようになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ついでに負担金562万8千円の内訳、内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 負担金につきましては、豊川水系総合開発期成同盟会への負担金と豊川水源基金負担金、あともう一つ、設楽ダム水源地域整備事業負担金であります。あと、全国水源の里連絡協議会負担金です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういうわけですね。手元の資料だと令和2年度は負担金が1,592万6千円で、令和3年度556万7千円、新年度の令和4年は562万8千円、今言った金額なんですけれども、負担額だと思うのですけれども、算出の根拠をお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 設楽ダム関係におきましては、平成21年度に設楽町がダムを造るに当たって生活再建だとか、道路をどうするか、町道をどうするかという整備計画を立てています。設楽町が行う、負担する金額の80%を県と下流5市で負担しております。県の負担割合ですけれども86.2%です。残りの13.8%を下流5市で割り振っています。そのうちの新城市は6.1%です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 6.1%というと、比率としては高いのですけれども。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 6.1%というのは、5市の中で一番低いパーセンテージです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次にいきます。

2款1項9目地域おこし協力隊運営事業、111ページ、この事業の補助金の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 これは総務省作成の地域おこし協力隊推進要綱及び新城市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に基づき、任期満了した地域おこし協力隊員が任期満了日から起算して1年以内に市内で起業した場合に100万円を上限に補助を行うものです。

令和3年度末をもって任期満了を迎える地域おこし協力隊員がみえるため、令和4年度予算計上をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今1年以内というように聞こえたのですけれども、それが基準になるわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 これは基準になっております。地域おこし協力隊員を雇った市町村は、必ず起業をする、これを使う可能性がありますので用意するということになっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 どんどんやってほしいですけれども、地域おこし協力隊は外から入ってくると思うのですけれども、豊橋市から来てもしようがないものですから、どのあたりから、どういうふうなという説明をお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 すみません。このお金は地域おこし協力隊を雇う金額ではなくて、既に新城市に来ていただいている地域お

こし協力隊の方が隊員を辞めて次にいくときに、法人登記だとか、いろいろなものが必要になるので、そのお金です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 すみません、勘違いしていました。

次に、2款1項9目企画費、新城公共商社推進事業、113ページ、事業の内容を伺います。歳出からですので、もう一回お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 令和4年度の新城公共商社推進事業の内容につきましては、先ほど竹下修平委員にご説明したことと同ようになりますので省略をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど聞きまして、ちょっとよく覚えていない。この金額の算出根拠をお願いします。

報奨金が20万円出ているのですけれども、報奨金の算出根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 報奨金につきましては、愛知大学の学生さんに地域商社に関するマーケティング調査等を考えておまして、その報償費であります。1人当たり1千円で10人、20時間ということで予算計上のほうをさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 分かりました。

委託料では321万2千円ですね。委託料を払っている委託先と委託内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 今回、上げさせていただいたのは令和4年度予算なので、これから委託をするということでありまして、今年度委託をしているところは、奥三河ビジョンフォーラムのほうに委託をしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうすると、新年度も奥三

河ビジョンフォーラムという認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 現在、奥三河ビジョンフォーラムのほうで事業者カルテのほうを作っておりますので、奥三河ビジョンフォーラムのほうに委託をする可能性が高いということでご理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 2款1項9目企画費、移住支援事業、113ページの支援の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業及び新城市移住支援金支給要綱に基づき、東京23区等から新城市へ移住し、愛知県の移住支援金対象求人サイトに登録された企業へ就職した場合に移住支援金を支援する制度であります。支給金額につきましては、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の世帯の場合は60万円となります。令和4年度からは、18歳未満の世帯員を帯同して移住された場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算して支給することとなっています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 分かりました。

ちょっと伺いますが、移住支援事業で過去に、これからのためにやっていただくのは期待していますけれども、実績が分かったらお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 この事業は平成31年度からやっているのですけれども、新城市の今までの実績はゼロであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 新城市が住んでみたいところに早くなってほしいものですから、次にいきます。

2款1項9目企画費、若者が活躍できるまち実現事業、115ページ、事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者が活躍できるまち実現事業の主な内容につきましては、3つの事業となります。

1つ目は、若者議会の運営に関する事業でございます。第8期若者議会の開催や若者議会ホームページの維持管理、年度末の第9期若者議会の委員募集などの経費693万6千円を計上しております。

2つ目は、若者総合政策の実施に関する事業でございます。防災キャンプの開催、若者チャレンジ補助金、25歳成人式などの経費252万6千円を計上しております。

3つ目は、第7期若者議会からの答申に基づき実施する事業でございます。今年度答申のありました若者議会PR、観光、交流に関する4つの提案された政策を実施するための経費379万円を計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市民の中から若者議会を、片方は非常にいい、もう一方ではやめろという声があるものですから、主に若者議会の活動費だと思いますけれども、令和2年度は1,520万3千円、令和3年度は1,959万6千円、令和4年度になりますと1,325万2千円なのですが、非常勤特別職の報酬として91万8千円が出ているようですけれども、勤務状況と勤務内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者議会では、全体会として年間15回程度、若者議会の委員さん、市民、市外委員さん、メンターの方たちが集まっております。そのほかに委員会を開催しております。先ほどもご答弁しました、今年度は3つの委員会に分かれまして、それぞれが大体年間20回ほど集まって会議を

開催しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、報償費として249万8千円算出しておりますけれども、この根拠をお願いします。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 報償費ですね。若者議会の委員さんが20名で、報償費が1回当たり3千円ですので、それが22回ということで132万円を計上しております。

それから市外委員も3千円掛ける5人、全体会と委員会に参加されたりもします。過去の実績なども踏まえまして、大体年間30回を予定しているということで45万円。それからメンター市民の方たちも3千円、人数は9名を予定しております。こちらのほうは回数として過去の実績も踏まえて24回ということで64万8千円を計上しております。

また、そのほかに会議に出席するに当たって託児サービスも一応予算を取っております。若い奥様が若者議会に参加されるということもございます。託児のサポートをつけております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 結構、アルバイトするよりいいと。費用弁償が156万8千円出ていると思いますけれども、その根拠をお願いします。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 費用弁償につきましても、若者議会の委員さん、それから市外委員の方たち、メンター市民の方たち、過去の実績に基づきまして、算出をしております。今年度より若干減っております。これは実際に今参加されている方たちの平均なりをとって計算をして積み上げたものでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 結構お金が出るなと思った

のです。この中の印刷製本費49万8千円がありますけれども、これは何の製本費なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 印刷製本費でございますけれども、こちらは若者議会の委員募集用のポスターを作成したり、若者チャレンジ補助金のチラシ、それから講座を来年度は、今年度の委員さんの提案事業の中にもありますけれども、講座に関する募集のチラシですとか、Sバス湯谷温泉もつくる新城線に関する事業も提案がされておりますけれども、そちらのほうのチラシであるとか、答申事業に関するチラシ等の印刷製本費でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 新城市、若者議会には随分出していただいているようですね。委託費で一般分というのが573万5千円ですね。委託先と委託内容との内訳ですね。一般分とは何でしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 委託料につきましては、若者議会をこちらの議場をお借りして行っているわけですが、その放送の業務の委託料ですとか、若者議会のホームページの運営に関する委託料、それから若者総合政策として防災キャンプを行っておりますけれども、そちらの運営の委託料ですとか、そのほか今年度答申しました事業の委託料ということになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 補助金の130万円が出ていたと思うのですが、昨年より60万円増加しております。令和2年度は553万円、令和3年度が70万円、増えた理由と内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 補助金につ

きましては、若者チャレンジ補助金と25歳成人式のほうを来年度から補助金にしていこうということで計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、休憩をとりたいと思います。質疑中すみません。

~~~~~  
11時25分まで休憩します。お願いします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
山田辰也委員、続いてお願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、続いていきます。

2款1項12目路線バス運行費、高速バス運行事業、121ページ、地域間幹線系統補助金の申請結果と、それに伴う負担額について伺います。

○丸山隆弘委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 地域間幹線系統補助金につきましては、バス年度と言われまして、10月から翌年の9月末までの1年の動きとなります。

申請結果につきましては、令和2年10月から令和3年9月末までの実績をもとに、令和3年度地域間幹線系統補助金の申請を豊鉄バス株式会社が国・県に対して申請をしている状況となります。結果につきましては、この3月の末頃に確定する予定と聞いております。

地域間幹線系統補助金の申請及び結果に伴う負担額についてのご質問ですが、高速バス運行委託料として、令和4年度として2,260万4千円を計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市民の中からも、高速バスについて結構批判が出ております。先ほど、今月3月に結果が出るということなのですが、そのことについては、バス会社からは連絡、協議というのはされておりますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 豊鉄バス株式会社が申請をしている状況でございます、同じでございますけれども、3月末に確定する予定と聞いておまして、今のところまだ情報的なものは入ってきていない状況でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 もう3月になっているものですから、実際は連絡が来ていると思うんです。だけど今回は、それが来てないということで。連絡が来たら早急に議員のほうにも配付して連絡が来るというわけですね。伺いますが。

では、その中で令和2年度が3,807万5千円、令和3年度が2,402万9千円。先ほど、本年度は2,260万円余の予算になっていますけれども、最終的には先ほどの3月の連絡があった場合は一旦払っているものですから、精算とか返金というのはあるわけでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 3月末までの実績、その収入額を計算して、最終的に精算をした額が、もし追加をしなくてはいけない場合でしたら、追加をしていくという形になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ということは、申請がたくさん下りれば、今後市の負担額が減るという認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 そうですね。運賃収入等が増えれば、その分、精算額はもち

ろん減りますし、補助金額が今のところ国から届いているのが920万円ぐらいというように聞いておりますが、正確な数字が入って、豊鉄バス株式会社から最終的な精算をされて請求されるという流れになっています。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 相変わらず乗車人数が少ないように感じるんですよ。もつくるのところに止まっているのが名古屋ナンバーだったり、浜松ナンバーだったり。雇用の人数が増えるようなこともなく続いているのですけれども、乗車人数についての報告がポストのほうに最近連絡がないのですけれども、増加しているようなこともありますけれども、いかがでしょう。現状のところの乗車人数等について伺います。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 今回の3月議会の委員会の資料要求でありましたので、実際の乗車人数と平均人数につきましての表を資料で出させていただいておりますが、やはり令和3年度、コロナの状況もありまして、令和元年の数字に比べると、やはり少なくなっておりますが、令和2年度の数字に比べると増えているという状況でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 増えているというような感じですね。入ってくる入込み客数の増加は相変わらずそのままなのか。増加を図られる計画はあるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 やはり新型コロナの影響、状況も踏まえまして、PRとか利用促進の形でPRをしていきたいというように思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 利用促進のPRが思ったほど伸びていないので現状にあると思うのです。現在、元市長の穂積市長が言った地域間の交流や、交通の足ですね。この利用というのは

事業で見合った効果が私はないと思っているんです。ですが、今後どのように変わっていくか分かりませんが、今の見通しについては、どのようなお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 今後の見通しということで回答させていただきますが、とりあえず新型コロナの状況というのが、これからの感染状況等々で大きく左右されるかなというように思っております。

ただ、先を見据えますと、11月にジブリパークの一部開園等明るい話題もあるものですから、そちらのほうとうまく連携して、利用者増を図っていきたいというように思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 きっとジブリパークの話が今後出てくるとは思うのですが、JRバスも来ていて、私は見に行ったのですけれども、バスの運行事業のいろいろな交流とか、その点については理解できないところがあるのですけれども。高速バスの費用について出ていますけれども、私が一言言いたいのは、もっくるに行ってみたら、確かにきれいなJRバスが来て、これからは新城の赤いバスですね。みんながびっくりしているようなバスという話もあるんですが、もっくる自体のトイレが3か所壊れたままだとか、後ろのフェンスが倒れたままだとか、バスに力を入れるのも大事なことです。あれでは新城が誇るバス事業としては、予算は別予算だと言いますが、その辺は市民の目から見たところに合わせていただきたいと思います。

市長は市民からの署名が集まったときに、市民の説明を市長室で言ったときに、「補助金がゼロになっても、私はこれを続けます」ということを言っています。ですからバスの事業が夢だけでは走れないということを私は言いたいと思って、質疑を終わります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終

わりました。

次に、7番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは質疑をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費の多文化共生事業の89ページになります。

1点目は、326万6千円が計上されておりますが、外国人市民に対する支援、また、相談内容を伺います。

2点目、外国人市民が個人医院、クリニックだとか、医療機関への外来受診方法や医師からの説明時のときに通訳も支援に含まれているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 2点、質問を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、外国人市民に対する支援につきましては、日本語に不安のある外国人市民が、市役所での各種手続を円滑に行えるようにするため、外国人対応職員を本庁舎総合案内に配置し、通訳業務を行っております。ポルトガル語及びスペイン語以外は、AI翻訳機を用いて対応しております。

また、こども園や小・中学校に関する文書の翻訳や通訳も行っております。

相談内容につきましては、住民手続、福祉、子育て、教育、ワクチン接種など、日常生活に関する内容が主となっております。

2点目につきましては、本市は、医療関係団体、大学、愛知県と県内全市町村で構成するあいち医療通訳システム推進協議会の構成員となっておりまして、外国人住民数及び利用実績の割合により算定された負担金を納めております。令和4年度の予算としては、1万円の負担金を計上しております。

当協議会が運営するあいち医療通訳システムは、外国人県民が安心して医療等を受けられるよう、県内大学の協力で養成しました一

定レベル以上の知識や通訳スキルを持った医療通訳者の派遣や、24時間365日対応の電話通訳、紹介状などの文書翻訳を行っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

外国人の市民に対する相談窓口等で日本語に不安がある方について、各種の手続で、こうした通訳等で配慮していくというところで理解いたしました。

対象となる外国人市民の方というのは、大体何人いらっしゃるのか。想定見込みというのか、現在把握されている人数はどのぐらいなのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 確認をよろしいでしょうか。反問権をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 反問権、どこを確認しますか。

○松下領治まちづくり推進課長 対象と言われるものが、どの事業の対象といたしますか、例えば、相談窓口に来られた方が、1日当たり何人ぐらいということなのか。それとも先ほどの2番目にご質問のありました医療機関のほうの質問なのかというところで、確認をしたいのですけれども。

○丸山隆弘委員長 反問権を認めます。浅尾洋平委員、お願いします。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。市内に住まれている外国人が大体どのぐらいいるのかなというように思っています。その人が全部こうした状況というのか、通訳が必要ということではないと思うのですが、ニュアンスの違いとか、そういったところで利用する方というのは、ここに住まれている外国人の市民の方が対象かなと思って、広く捉えて何人外国人の方が住まれているのかというように思ったのですが、分かるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 3月1日現在で954名でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

954名の方々も利用できるという形で理解いたしました。今後、多くなっていくのかなということも思っております。

2点目の質疑にいきたいと思うのですが、医療機関にかかるときの通訳等は、あいち医療通訳システム推進協議会のほうで対応いただけるということで理解いたしました。

今回、ちょっと心配というのか、声を聞いたのですけれども、新型コロナの状況に際しまして、外国人の方々が直接外来とかクリニックの待合室に、かぜ症状を含めてあるけれども、直接行ってしまうというようなケースが幾つかあったというようにお聞きしました。そういったとき、今回コロナの感染症とイレギュラーなことであったかと思しますので、診察のかかり方というところで、この事業でまずは保健所に相談してくださいよと。直接熱があってもクリニックに行かないよというようにアナウンス等は、多文化共生事業で周知とか、対応のほうをやっていたかといったことはないでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 新型コロナウイルス感染拡大に伴って、外国人の世帯のところに、それぞれの言語に翻訳したチラシなどを今年度は配らせさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

そういった形でイレギュラーな受診のときの対応は特別にそういった形で周知をしていただいていたということでありたいと思います。なかなか周知徹底という形で難しかったところもあったのかなということもありますが、引き続き対応をお願いしたいと思います。

次の、2款1項11目地域振興費、コミュニティ・ビジネス推進基金積立事業、119ページになります。

1点目、積立金の334万円が計上されております。現在、基金の残高を教えてくださいたいと思います。

2点目、コミュニティ・ビジネス推進基金の内容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 2点、ご質問を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の現在の基金残高につきましては、令和3年9月議会におきまして、新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例及び補正予算をお認めいただきまして、10月から積立を開始しました。

予算額100万円のところを、令和4年2月末現在で122万406円となっております。

2点目につきましては、コミュニティ・ビジネス推進基金の内容につきましては、しんしろ創造会議から答申のありました人生100年時代の地域創生戦略に基づく相互扶助の仕組みづくりの1つとしてコミュニティ・ビジネスに賛同する市民等から幅広く資金の提供を求めるため、生活課題に取り組むコミュニティ・ビジネスへの資金応援を目的とする基金でございます。

基金の原資は、ふるさと納税しんしろ山の湊ふるさと寄附でございまして、寄附の使い道の項目にコミュニティ・ビジネスを推進するための事業の項目を追加して、寄附を募っております。

また、この基金につきましては、めざせ明日のまちづくり事業補助金のコミュニティ・ビジネス枠の財源として、令和5年度からの取崩しを予定しているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

コミュニティ・ビジネスの今の基金の積み上がった残高は122万円余ということで、分かりました。

この基金の使い道としては、創造会議の方針によってということで、ふるさと納税等も活用しながらということなのですが、これまでにこの基金を活用して、何か具体的にここに振り分けて活動してもらったとか、そういったケースは今のところあるのか、ないのか。あったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 この基金につきましては、今年度、来年度を積立して、令和5年度から取崩しをして、めざせ明日のまちづくり事業の財源として使っていく予定でございます。ですので、今のところはありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

今はちょっとずつお金をためているということで、今後、令和5年度以降に具体的な提案だとか、そういった事業等に目的として使っていくというところで理解いたしました。

それでは次の事業にいきたいと思います。

2款1項12目路線バス運行費、高速バス運行事業、121ページになります。

1点目は、2,430万2千円の事業になりますが、主な財源内訳を教えてください。

2点目、広告料と委託料の内容を伺います。

3点目、高速バス1台当たりの平均乗車人数を伺います。

○丸山隆弘委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 まず、本事業の財源内訳でございますが、みんなのまちづくり基金繰入金1,130万2千円、一般財源が1,297万8千円、行政財産目的外使用料が2万2千円となっております。

続きまして、広告料と委託料の内容についてでございますが、まず、広告料からござ

います。

広告料につきましては、新聞の名古屋市内版への掲載、そしてリニモの車内に中吊り広告を予定しております。

次に、委託料につきましては、高速バス運行委託料と、高速バス利用実態調査分析業務委託料を計上しております。

3番目の高速バス1台当たりの平均乗車人数でございますが、資料提供でもさせていただいたとおり、令和3年4月から令和4年2月末までの1台当たりの平均乗車人数は5.5人となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

まず、1点目の財源の内訳を教えてくださいまして、了解いたしました。みんなのまちづくり基金とか一般財源等が主なのかなというように理解いたしましたが、この中には国からの補助金というものはあるのかどうか。あったら幾らなのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 この中には国の補助金は入っておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、国の補助金等はないということなので、計上された2,430万円がほぼほぼ市の財源で賄っているという理解でいいかと思いますが、それでいいのかというのが1点と、あと国の補助金というものは、この事業について、幾らか出ているのか、出していないのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 まず2,430万2千円の行政財産目的外使用料以外につきましては、市の予算という形になりまして、国の補助金につきましては、豊鉄バス株式会社さんのほうが申請をしている状況なので、豊鉄バス株式会社のほうに入るという形になって

おります。

よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それが先ほどの山田委員の中で、3月末に結果が出るということにつながるかなということで理解いたしました。

また、委託料の中で、調査分析の委託料というように先ほど答弁があったと思うのですが、それについてはどういったものなのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 高速バスが令和4年度で継続契約の最終年を迎えるというところでございます。新型コロナの影響も受けつつ、乗客数の推移も含め、また、今現在あるダイヤとか経路というところも、今現在の状況として分析していただいて、今高速バスとしてどのような価値があるのかということも出していただくような業務内容という形で考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

今の状況について、評価分析をしてもらうということだと思います。これをやる業者というのは、どういった方がイメージになるのかを教えてくださいたいのと、先ほどの実証実験が令和4年に終わるかと思いますが、令和4年のいつ頃終わるのか、その2点教えてください。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 まず、分析の業者でございますが、予算を計上する上で見積書を取ったわけですけれども、見積りを徴集した相手先というのは、令和2年度に報告を出していただいた高速バスマーケティング研究所株式会社さんに見積りを取りました。

また、令和元年度までが実証実験の事業期間でございます、令和2年度からは実際の

実効的な運行をしているという解釈でございまして、今回の分析で、1つは高速バス山の湊号のこういったところが効果として上げられるのかということも、よく分析していただいて、それも参考にしながら9月をめどに継続かというところの判断をしていきたいというように思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

マーケティング会社の状況も理解できました。実証実験というのは令和元年が区切りで終わっていて、令和2年から今年度の9月までは実施運行実験というか、そういった本稼働の今の状況ということでよろしいかどうか伺います。9月をめどに今後中止するのか、続けるのか、それを判断するという状況でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 白井公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 今回の予算でございまして、令和4年度で計上させていただいている予算につきましては、高速バス運行事業につきましては、令和5年3月31日までの予算を計上しております。令和5年度以降をどのようにするかという判断を9月に出したいというように思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

3番の1台当たりの平均乗車人数をお聞きしますが、今5.5人ということでありました。私自身もこの状況、45人乗りのバスに何年続けても1桁台、令和2年度では4.2人ということ、令和3年は5.5人という、資料請求もさせていただいて分かっておりますが、非常に厳しい状況ではないのかなと私自身思っております。黒字になるためには25人以上乗らないといけないというようなことだったと思っておりますが、5.5人から令和4年度の予算で、どのぐらい乗車人数を上げていく、10人とか25人以上、僕は25人以上になってほしいと思

うのですが、そういった見通しの予算になっているのか、その辺の分析・調査等のお考えがあるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井薫公共交通対策室長 1台当たりの平均人数が5.5人というところで、令和2年度と比べると若干ですが、増えているという状況でございます。

今回もちろん広告費等も計上してありますので、そちらのほうをうまくPRして、平均人数何人という数字は今のところ立てていないのですけれども、少しでも増やしていきたいというように思っておりますし、コロナがどうしても引かかるものですから、コロナの収束を願っているところもございまして。ただ、平均人数的には伸ばしていきたいというように思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

私自身も、いろいろな市民の声を聞きますと、2,300万円以上かけて平均5人しか乗らないバスで本当にいいのかと。ほかのところを使うべきではないかというような声も聞いておりますので、ぜひ中止も含めてしっかり議論等、検討を重ねていただきたいと思います。次の質問にまいります。

2款1項16目地域自治区費、保育所管理事業、133ページ、八名こども園のブラインド設置及び法面の防草シートを設置する工事請負費に168万8千円が計上されておりますが、内容、数、場所等を伺いたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 ブラインドにつきましては、八名こども園の園児室7室の天井付近の高い窓に、高温対策や日除けのため、設置するものであります。

防草シートにつきましては、父兄による草刈り作業の危険回避のため、園庭南側の法面

に90平米を施工するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

こちらのほうは、高いところのブラインド、日光の日差しをとということと、防草シートを張っていくところのお金かというように思います。率直に言ってですけども、これは自治区費で賄うというよりも、保育所の管理費で賄うべきものではないかというように思うのですが、その辺、見解を教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 この事業につきましては、地域が課題ということで、早急に対応しなければいけないということで挙げた事業であります。その中で園を担当することも未来課のほうと調整を行いまして、そちらのほうに施設整備計画といったものがなかったものですから、自治区予算でやるということを決めました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 各関係との連携ということですが、ということは市民が思っている、保護者も思っていたと思いますが、その思いと現場の保育所関係の予算で、そこにつけるべき予算の計画がなかったと。そこには、そごという言葉はあれですけども、ずれがあって、私自身は地域自治区予算は地域の発展のための事業に使うべきだと思うのですが、保育所の基本的な修繕費、管理費というのが少なかったということではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 自治区予算のことで、基本的なところを説明させていただきま。地域自治区制度ができるまでは、市の予算というのは全てイニシアチブが行政のほうにありました。それが予算の一部が地域で考えることができる。地域の課題解決のために

使うというようにしたのが自治区予算であります。ですので、地域協議会のほうで、こちらが重要な課題、地域の課題ということで挙げたもので、これを施工するためにはどうしたらいいかということで関係課と話をして、関係課で今計画がないので、自治区予算を使ったということでもあります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

市の考え方等理解いたしましたので、次の質問に入りたいと思います。

2款1項16目地域自治区費、小学校管理事業費、133ページになります。小学校のトイレトーパーホルダー取替の修繕料と工事請負費などに21万7千円が計上されております。その内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 トイレトーパーホルダー取替の修繕料につきましては、児童がトイレトーパーの取替を容易にできるようにするため、取替を八名小学校で24カ所、庭野小学校で8カ所行う予定であります。

工事請負費につきましては、庭野小学校体育館北側駐車場に不審者対策のため、照明を1カ所施工するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これも先ほどの再質問とダブるのですが、トイレトーパーホルダー、児童がトイレトーパーを取りやすくするというための事業ですが、これも基本的には教育費の修繕費、管理費等で賄うべきお金だと思うのですが、その点の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 こちらも先ほどと答えが一緒になるのですが、学校のほうとしてはトイレの洋式化に合わせて直すという計画をしております、必ずしも必要ではないわけではなくて、変える予定はあります。ただ、洋式化のほうはまだ遅れておりま

すので、地域のほうは早く対応したいということで、やることになりました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 早くやりたいということではあったのですが、ただ、こうしていきますとトイレットペーパーホルダーを替えているのは新城市内でも八名小と庭野小だけという形で、ほかの学校等はホルダーの取替はしていないというような状況になるのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 トイレットペーパーホルダーにこだわるのではなくて、この八名地域自治区では、これが課題というように捉えているということでもあります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

八名地域の方々がトイレットペーパーホルダーが課題だったということで、今回予算化したということだと思うのです。私自身は地域自治区費は地域の集落が減っていく、そういった中をどうやって食い止めるかとか、Aという地域をどう発展させていくのかといったところが中心になるかと思いますが、トイレットペーパーホルダーの課題があるというのが、予算の課題という形は、私はずれているのではないかと考えているのです。小学校の修繕費とか修繕料が少ないのではないかと思うのですが、その点、これを挙げるときの各課との調整の中で、そういった話というのは出ていなかったのかどうか伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 自治区予算を決める中で学校の予算が少ないどうのこうのと、先ほど、浅尾委員さんが言われました、私はこちらのほうが大事だという話がありましたけれども、物事を考えるときに地域自治区では絶対評価で、これが必要なんだ。何を根拠にこれが必要なんだと言っているのが分から

ないというのがありまして、いろいろな事業を地域は机のテーブルの上に置いて、その中でこれを3年かけてやらなければいけないとか、1年後にやらなければいけないのを、みんなで議論して決めております。そういったことで八名地域自治区としては、トイレットペーパーホルダーが必要だということやうようになったということで御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

トイレの洋式化というのは当局のほうで計画されて、順次やっていくということなので、私は待てばいいのかなというように思っていたものですから、そのように理解をしておりますが、ただ、先ほども聞いたかったのは、これを挙げるときに担当課と話をしていく中で、教育費の予算が少ないねとか、これは待てばいいではないかといった議論というのがあったのか、なかったのか。それだけ教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 このお金を使うのを待てばいいではないかというのではなくて、地域のほうがやってほしいということに対して、市のほうが応えたと。担当課も応えたとということでお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

~~~~~  
この際、しばらく休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時10分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、歳出3款2項4目介護保険事業費、介護ボランティアポイント事業、191ページでございます。増額の理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 介護ボランティアポイント事業は令和3年10月より新規事業として実施をしております。令和3年度の前半は準備期間を置き、半年分の委託料を計上しておりましたが、令和4年度は4月から通年で事業実施をするため、増額するものです。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 増額の理由をお聞かせいただきまして理解いたしました。その上で再質問をさせていただきます。

まず、初年度に当たります令和3年度、介護ボランティアポイント事業に、どれぐらいの人数の方が登録されているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 本年度の実績がありますが、まず、介護ボランティアポイント事業を始めるに当たって講習を受けていただくということになっておりましたが、講習の受講者は20名を超えております。ただ、その後、コロナ禍でもあり、なかなか事業そのものを受入れができる施設もないということで、登録者につきましては、現在9名登録をいただいております。そのうち全ての方が70代で、男性が5名と女性が4名の9名でございます。実際にボランティア活動をやっていた方ですけれども、活動はお二人の方で、実績は現在のところ3回となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 続きまして、実際にボランティア活動をされたと思うのですけれども、ボランティアの具体的な内容が分かりましたらお願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 ボランティアの内容ですけれども、施設のほうがこういう内容でやってほしいというものを言ってきて、ボランティア登録をされた方が、その施設でその内容ができるならということで行っていただいているのですけれども、行っていただきました2名の方、3回のうち、やっていただいた内容としましては、入所者と一緒に洗濯物を一緒に畳んでいただくとか、後はお話を、なかなか今面会のほうできませんので、距離を取って感染対策をした上でお話を傾聴していただいたということなのですけれども、とても相手の方が喜ばれて、もう、すぐ、次はいつ来てくれるのというようなことを言われたということで、喜んで、うれしかったというように実績でも上がってきております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 201ページ、3款3項1目児童福祉総務費、児童虐待等防止対策事業、事業の内容を伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 市野こども未来課児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 事業の内容といたしましては、児童福祉法及び児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいて児童虐待の発生予防や早期発見と適切な対応のため子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等へ実情の把握や相談、危機判断、総合調整を行います。また関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会に

て要保護児童等の支援方針を決定していきま
す。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 拠点の数は決まっている
のでしょうか。

○丸山隆弘委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 拠点といたし
ましては、こども未来課内に1カ所を予定し
ております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が
終わりました。

次に、3番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 それでは、歳出3款1項1
目社会福祉総務費、社会福祉援助事業、167
ページでございます。

1、権利擁護支援体制の強化を図るとのこ
とだが、成年後見支援センターの運営に関し、
強化する具体的な事項は何かお伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 成年後見支援センター
では、成年後見制度利用に関する相談や申立
ての件数の増加に対応するため、弁護士等の
専門職が参加する支援検討委員会及びその事
務局会議を基本的に毎月開催しており、また、
令和3年10月からは、成年後見支援センター
を成年後見制度の利用の促進に関する法律に
おいて設置が求められております権利擁護支
援の地域連携ネットワークの中核となる機関
として位置づけまして広報機能、相談機能、
成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、
それらの充実・強化に取り組んでいるところ
でございます。

令和4年度当初予算では、増加しておりま
す業務量に対応できる体制とするため、専任
の職員を1名配置できるよう委託料の見直し
を行っております。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 体制の強化を図るとい

とで理解させていただきました。

これまでと比べて得られる効果というのが
分かりましたら教えていただければと思いま
す。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 これまでは委託先であ
ります新城市の社会福祉協議会、ほかの業務
を行う職員が兼務で成年後見支援センターに
関する業務を行っていましたが、専任を置
くことでそれに専念できるといいますか、そ
ういったことで増加する件数、専門的な内容
に取り組めるというように考えております。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 それでは、続きまして3款
2項1目老人福祉費、市民後見人育成事業、
183ページでございます。

1、どのような市民を対象にするのか。

2、受講修了者は成年後見業務の全てがで
きるのか。それとも制限があるのか。

3、この事業の目標値はということでお伺
いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 それでは、市民
後見人育成事業につきまして、3つ質問をい
ただきましたので、順番にお答えさせていた
だきます。

まず、どのような市民を対象にするかです
が、市民後見人育成事業につきましては、市
民後見人として、判断能力が低下した方を支
援する熱意を有する方であれば、どなたでも
研修を受講することができます。ただし、民
法で成年後見人の欠格事由が定められており、
未成年者や被後見人等は後見人になれません
ので対象外となります。また、国が定めた市
民後見人養成のための基本カリキュラムと同
等の講座を受けていただきますので、全ての
カリキュラムを受講できる方が対象となりま
す。

2番でございます。所定の研修を終了し、
市が市民後見人として家庭裁判所に登録をす

れば、後見人等の選任を受けた場合に後見等の業務が行えます。受講を修了すれば成年後見等の業務の全てができますが、実際は本人の権利を守るため、家庭裁判所が認めた申立書に書いてある内容のみとなります。また、東三河では、家庭裁判所が市民後見人個人の選任をすることは少なく、法人後見業務を行う団体に加盟や所属し、その中で業務を行うことが通例となっております。

3番の目標値でございます。研修の受講定員は20人程度、5年間で100人の受講を目標としております。また、市民後見人を増やすことはもちろんですが、成年後見制度を市民に身近に感じてもらえるよう、広報活動に力を入れ、広く参加者を募りたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 こちらのほうも、これまでと比べて得られる効果というか、どういうところにメリットがあるのかというのを教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 まず、成年後見制度というものそのものが、まだ新しいというか、そんなに古くからある制度ではございませんので、後見制度と聞いただけで、とても難しく感じる方が多いと思います。実際、自分も後見という制度の事業に関わるまでは、後見制度の詳しいことというのが全然分かっていませんでした。

です。まず、後見制度そのものを十分に一般の市民の方に広めていきたいということが1つ。後は認知症だとか知的障害、精神障害等で自分自身で十分な判断ができない方というのが、今とてもたくさんいらっしゃいます。特に高齢化が進みますと、今後、ひとり暮らしの認知症の方だとか、自分の財産を自分で守れなくなってくる方が大勢出てくるだろうということは予想されますので、そう

いったときに市にある後見センターだけでは、とてもカバーし切れなくなるのではないかと。その前に身近なところで見守りができるような、きちんとした知識を持った市民後見人が増えていくことで、自分の住み慣れたところで、自分の可能な限り住み続けられるような社会を目指したいと思って、それを効果としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、小野田直美委員。

小野田直美委員は退席いたしておりますので、次の質疑者に入ります。

次に、5番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 3款1項1目社会福祉総務費、福祉職が活躍できるまち実現事業、169ページです。

令和3年度に新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例が制定されましたが、これを踏まえた福祉職が活躍できるまち実現へ、さらに一步進める事業内容となっているか伺います。また、期待する成果を伺います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 事業内容につきましては、合同職員研修、永年勤続表彰、講座の開催に必要となる費用を計上しています。実施方法などにつきましては、今後、新城市福祉従事者支援施策推進会議を設置し検討を行っていきます。

福祉従事者、事業者、市民、市が協力し検討した結果を事業として実現することを通じて、条例の基本理念でございまして福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現に向けて、一つ一つ前に進んでいくものと考えております。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 分かりました。

条例制定の段階でも、いろいろ議論された

ということでございますけれども、やはり福祉職の方々が仕事や活動を正當に評価されていないのではないかなという様なことがありました。今回の事業について、表彰や研修が主ということでありまして、やはり市民の皆さんに、もう少ししっかりと仕事の内容と申しますか、働いている方々の熱意といったものを知らせるという面で、もう少し力を入れた事業にすべきかなという様なことを思ったわけですが、表彰をする、研修をするということに関して、社会への評価というか、そういったものに対しての効果といったものが十分に満たされる、効果が発揮されるということを考えてやられるのか、その辺を伺います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 合同職員研修でありますとか、永年勤続表彰につきましては、福祉従事者の方々、そういった方々を対象にということで想定しております。講座の開催等につきましては、例えば、中学生等を対象に行ったりということで、福祉の現場で働いている人たちが、こういうことを日頃やっているんだよというようなことも知っていただくような機会になるのではないかと思います、何にしましても事業の内容につきましては、福祉従事者支援施策推進会議の中で決めるということになっておりまして、市が事業内容を定めるものとういようには考えておりませんので、予算のほうにつきましては、そういったことを実施した場合に想定される費用というのを計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、3款2項1目民生費、老人福祉費、高齢者外出支援サービス事業、181ページ、事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 高齢者外出支援

サービス事業は、高齢者の閉じ籠もりを防止し、買い物や通院等の支援を目的とする事業で、主に3つの事業を行っております。

1つは、高齢者タクシー料金の助成です。満80歳以上のひとり暮らしの方々に、1乗車700円を上限として料金の一部を助成しています。

2つ目として、高齢者福祉有償運送料金助成を行っております。1乗車当たり300円の乗車券を1回当たり2枚を上限として助成しております。

また、要介護4または5の方、もしくは身体障害者手帳の体幹または下肢1級・2級でストレッチャーや車椅子での移動が必要な方には、介護タクシーの料金助成をしております。こちらの助成は上限が1乗車1,250円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 支援サービスは非常にお年寄りが期待するところなのですが、委託料に扶助費とあるのですが、サービス事業の説明がありましたけれども、委託費について389万円の委託内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 委託料につきましては、作手地区におきましてタクシーだとかそういうものがない地区でございますので、福祉有償運送という事業を市から社会福祉協議会の今指定管理をしております虹の郷に委託をして、そこで福祉有償運送の事業をやっていただいております。ですので、その有償運送事業の委託料になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 頼もしいところです。473万円の扶助費ですね。これの内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 こちらの扶助費につきましては、介護タクシーの助成費、先

ほど言いました高齢者の福祉タクシーの助成費、後は作手地区の福祉有償運送料金の助成費の3つが扶助費となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 分かりました。

次の、3款2項4目介護保険事業費、認知症高齢者等見守りネットワーク事業、195ページの本事業の主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 認知症高齢者等見守りネットワーク事業につきましては、現在、認知症等で見守りが必要な方に対し、御家族から事前に身体的な特徴や緊急連絡先などを確認させていただくことで、行方不明となったときに協力機関や協力団体へ情報発信を行い、協力者の方にはメール配信システムで早期発見ができるよう体制を整えております。また、平常時も、協力事業者が業務中に高齢者の異変に気づいた時、市に連絡をいただき安否確認を行っております。

令和4年度につきましては、行方不明になる心配のある高齢者のご家族等で、市に行方不明時の情報提供の事前登録をした方の中で希望される方には、QRコードつきの見守りシールの配布を導入しようと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 年間たくさんの方が行方不明になったり、消防団が出たりして大変なことがよくありますけれども、事前登録の点なのですが、周知徹底してほしいのですが、どのような事前登録の手続を踏まれるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 事前登録につきましては、現在のところチラシを作りまして民生委員さんとか、よく行方不明の捜索をしていただきます、先ほど、山田委員が言われました消防団の会議のほうでもお知らせを

させていただいております。ですので、事前登録につきましては、市の窓口のほうでお渡しをすることもできますし、ホームページからのダウンロードで手に入れることもできます。これにつきましては、市内の介護保険事業所のネットワーク協議会だとか、包括支援センター、各中学校地区にありますふれあい相談センター等の高齢者の相談窓口のところには、既にチラシと事前登録の用紙もお渡ししておりますので、そのような形で今周知を進めているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 頼もしいネットワークだと思います。これは24時間365日使えるということなのですけれども、説明によると結構簡単のように書いてありますけれども、実際は若い人はすぐ使えるのですが、90歳の方のいるところの家の方は65歳以上70何歳なのですけれども、その方でも本人が登録できなくても、民生委員の方に相談して意外と簡単に使えるシステムなのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 事前登録につきましては、自分が行方不明になるかもしれないということで、登録する方は余りいらっしゃいませんので、その周囲の心配している方、民生委員だとか相談員だとか、ケアマネに登録をしていただいて、協力をいただくことになっております。ただ、個人情報がある程度開示するということがございますので、緊急時の個人情報の開示について、なるべく御本人さんの身内の方、遠くでも結構ですので、そういう方の同意を得て、そこだけは必ず同意を得た上で登録をしていただくようになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 このQRコードは非常にいいと思うのですけれども、シールで何枚ぐら

いというか、1枚幾らぐらいという金額については、もし分かったらお願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 今回始める予定のどこシル伝言板ですけれども、事業の内訳としまして、初期導入費用として3万5千円、これが掲示板のシステムをつくっていただく費用になります。お一人当たり、今想定しているのはラベルシールを40枚、お一人に対してお渡しして、必ず同じ服だとか、同じ靴を履くわけではございませんので、とにかく蓄光シールといいますか、日が当たると、ある程度ためおいて暗いところで光るシールと、アイロンで貼り付けるシールを混合しまして、40枚入りを一応30人分ということで予算計上をしております。単価がすぐ私も今出てこなくて申し訳ないのですが、1人当たり3,590円が40枚のシールの単価設定となっております。すみません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私からは3款1項1目社会福祉総務費になります。生活困窮者自立支援事業、169ページ。

1点目、3,238万7千円の主な内容を伺います。

2点目は、対象者数を伺います。

3つ目には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業との違いを伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 まず、1点目、主な内容につきましては、普通旅費、委託料、扶助費となっております。

委託料の内容は、生活困窮者の総合相談を実施する自立相談支援事業、家計管理に関する支援を実施する家計改善支援事業、子どもへの学習支援や居場所を提供する子どもに対

する学習・生活支援事業、一般就労に向けた基礎能力の形成を行う就労準備支援事業となっております。

扶助費につきましては、離職により住居喪失のおそれがある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金となっております。

2点目の対象者数ですが、令和2年度の実績になりますが、自立相談支援事業の新規相談受付件数としましては78件、住居確保給付金の申請受付件数は延べ16件、家計改善支援事業の支援決定件数が18件、子どもに対する学習・生活支援事業の登録者数が14名となっております。

令和3年度から事業を開始しました就労準備支援事業につきましては、現在2名の方に対し支援を実施しております。

3点目の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業との違いですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付が終了した等の世帯に対し、就労による自立を図るため、また、必要な支援につなげるために支援金を支給するものでございます。

一方、生活困窮者自立支援事業につきましては、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行い、困窮状態からの脱却を図るものということになっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁のほうで理解をいたしました。

こちらでも大事な支援事業になるなというように、答弁を聞いて理解いたしました。

そこでですが、対象者の相談窓口ということで、そこに相談をしていくというところが、まず、一義的に大事になるのかなというように思うのですが、自分が相談、また対象となって支援が受けられるではないかというようなところの自覚というか、認識が非常に大事

だと思うのですが、そちらへの周知とか、こういった支援があるよというようなところを広く市民に知らせていけるように促すような形が必要かと思うのですが、そちらの周知の点についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 周知ということでございますけれども、こちらは新型コロナウイルス等の感染症が始まった以前より、新城市社会福祉協議会のほうで、暮らし・しごとサポートセンター窓口を設置いたしまして、生活に関する相談を受け付けております。その中でこういった事業を、まずは相談事業から、同時に社会福祉協議会が行っております貸付事業、それから福祉課でやっております住居確保給付金等の手続、それぞれ福祉課でも、社会福祉協議会でも相談を受けていただけるように以前から周知のほうに努めているところでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういった形で充実をさせていくということで、必要だというように理解をいたします。

こうした市の事業として、困窮にさらに深く至らないようにということで自立支援事業を3つ、4つに分けて行っているところで、資料のほうも見させていただいて、非常に支援の状況をしっかりやっていたいなと思っております。そういう中で困窮者の自立の中で多岐にわたるといふか、いろいろな債務負担も含めてあるかと思いますが、そういったところを、この課だけではなく、他の課も横断して相談に乗っていくサポートが必要になる状況があるかと思っております。そうした他の課との連携等も、あわせて自立支援の中で相談しながら問題解決に当たっている理解になっているのかどうか。その辺の状況を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 特に何に関してどこと連携してという内容があるわけではございません。ケースに応じて、それぞれ必要なところへは相談をさせていただく形となります。まずは社会福祉協議会で実施しております、暮らし・しごとサポートセンターと福祉課のほうで、支援に関する検討等を行って、必要に応じてそれぞれ関係機関に協力を依頼していくということになっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費、福祉職が活躍できるまち実現事業、169ページになります。

1、254万円の主な内容を伺います。

2、永年勤続表彰と合同職員研修はどのような内容なのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 1点目の主な内容ですが、本事業は、新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例の基本理念に基づきます施策のほか、施策推進を図る新城市福祉従事者支援施策推進会議を組織するための費用を計上しています。

主な内容として、永年勤続表彰記念品、合同職員研修講師謝礼、新城市福祉従事者支援施策推進会議の出席者への報償費、合同職員研修講師及び新城市福祉従事者支援施策推進会議の出席者への旅費、福祉講座の委託料となっております。

2点目の永年勤続表彰と合同職員研修はどのような内容かということにつきましては、事業の具体的な内容につきましては、福祉従事者、事業者、市民及び市で組織する新城市福祉従事者支援施策推進会議において、今後検討していくこととしております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁のほうで理解をいたしました。

2点目の再質問ですが、この研修のテーマは主にどんなことをテーマにやるのかということを開きたかったのと、あと永年勤続表彰をされる側というのは、どういった方々を想定しているのかということに聞こうと思っているのですが、答弁では支援施策推進会議の協議会の人たちが今後決めていくというような答弁だったと思うのですが、そのような理解でいいのか。その辺の状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 委員のお見込みのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、表彰者が誰になるとか、テーマというのは、今後の推進会議協議会の人たちが決めていくということで理解いたしました。

それでは、最後の3款1項1目の質問に入ります。社会福祉総務費になります。児童虐待等防止対策事業になります。201ページになります。

1、令和3年度の事業費27万3千円から、令和4年度では216万7千円の増額となった理由を聞かせてください。

2、主な事業の内容と職員の構成される体制を伺います。

3、相談や問題を受けたときに、どのように対応をするのか、一連の流れを伺います。

4、見込みの対象者数を伺います。

○丸山隆弘委員長 市野こども未来課児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 それでは、1つ目の質問です。増額となった理由についてです。

令和4年度に子ども家庭総合支援拠点施設を設置することに伴い、新たに会計年度任用職員を採用するための人件費と消耗品費を計上したため増額となっております。

2点目の質問です。主な事業内容と職員の

構成体制ですが、主な事業の内容といたしましては、先ほどもお話をしましたが、児童福祉法及び児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき児童虐待の発生予防や早期発見と適切な対応のため子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等へ実情の把握、相談、危機判断、総合調整を行います。また関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会にて要保護児童等の支援方針を決定していきます。

職員の構成体制としましては、現在の児童養育支援室職員3人、職員の職種としては、保健師と家庭児童相談員です。加えまして次年度新たに教員資格を持つ会計年度職員1人を予定しております。なお児童養育支援室職員は子育て世代包括支援センター業務と兼務しております。

次の質問になります。相談や問題を受けたときにどのように対応するのか、一連の流れについてです。

まず、相談をお受けした内容によって流れは違ってきますけれども、相談や問題を受けたときには、お子さんの状況や家庭の実情を把握し、現状を分析して、関係機関と連携調整を行いながら、お子さんやご家庭へ必要な子育て支援や個別対応を行っていきます。緊急対応が必要な場合には、緊急受理会議を経て調査、情報収集、場合によっては児童相談所へ送致といった流れになります。

また長期的な支援が必要と判断された場合には、要保護児童対策地域協議会に諮って、今後の虐待対応支援の方針を決定してまいります。

4番目の質問の見込みの対象者数です。

まず、見込み対象者の数としましては、要保護児童対策地域協議会で関わっている支援や見守り家庭から推測して50人程度を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁で大体のイメージができました。大変大事な事業というか、問題解決のチームになるのかなというように思っております。

その中で相談を受けて解決までのというところの、一連の流れも聞かせてもらったのですが、そうした中で各種連携、例えば、今回保健師さんとか教員免許の方とかも踏まえての対応ということになるかと思うのですが、例えば、病院だとか警察といった、ここの枠を超えるような事例等も対応せざるを得ないというようなこともあるかと思うのですが、そういったときに幅広く連携体制をしてほしいと思うのですが、病院、警察、学校、保健所等々、そういった枠を超えたような連携というのができているのかどうか、その辺の状況を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 連携する関係機関としましては、要保護児童対策地域協議会のメンバーの中に、今委員がおっしゃっていただいた病院だとか児童相談所、保健所、警察、様々なところが連携して入っております。そちらのネットワークを活用して連携調整をしていく予定であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。安心をいたしました。連携する地域協議会の中に入っているというところで安心しました。

あと1点、地域協議会の中でもいいのですが、構成メンバーの中に弁護士を入れたほうがいいのではないかと思うのですが、そうした法律の専門家というのが中に関わり、また、入っているのかどうか。入っていなかったら今後入れていく検討材料にしていくのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 弁護士の方につきましては、メンバーの中には入っており

ませんが、様々な今までの経緯で懇意にさせていただいています弁護士の方がおみえになります。そういう方に相談をしたり、あと無料で利用できる法テラスとか、そちらのほうを利用したりして、法律関係の情報を得たり、関係を持ってっております。

あと、司法書士との協定を受けておりますので、そちらのほうも活用しながら法律だとか、様々な制度を活用したり、相談できるような機関はっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 237ページ、4款1項9目環境衛生費、温暖化対策推進事業、対策内容について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 温暖化対策事業について、御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

地球温暖化の原因であります二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減するために各種の施策を展開していきます。

脱炭素、カーボンニュートラルの施策としては、令和4年度は、公共施設の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を整備する可能性を調査いたします。

公共施設で使う電気については、自ら発電した再生可能エネルギーを充てることで、化石燃料の使用を抑え、脱炭素に貢献することを目指しています。

また、市民向けに太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車充給電設備等の導入に対して助成

していきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 今の内容を聞くと、屋根貸し、もしくは太陽光のことが主だったのですけれども、それと温暖化対策のほうまで広がる可能性があるのか。もしくは今の事業としては、今の太陽光のところとどまっているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 今、委員から質問をいただきました温暖化対策というのは本当に幅広くございますが、やるにはいろいろ大変でございます。できることからということで、温暖化対策支援措置としての今後の方針は、令和4年度にまとめたいと思っておりますが、一応、令和4年度につきましては公共施設の屋根等に太陽光を置ける可能性ということで、置くかどうか、まだ前の段階の可能性調査について実施させていただくということでありますので、今後いろいろと施策を展開していかないといけないと思っておりますが、財源等いろいろなものがございまして、そういったものは、課題をクリアしていきながらというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 引き続き、4款1項9目環境衛生費、温暖化対策推進事業、237ページでございます。

1番目、公共施設の屋根活用の太陽光発電設備設置の調査を行うということですが、この調査については以前行ったように記憶しすけれども、何が異なるのか伺います。

2点目、自家消費型の太陽光発電設備を導入した場合、そのときに見込まれる効果はいかように考えているか伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 今、2点質問を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

太陽光発電設備設置の調査で以前とは異なる点について、御質問いただきましたのでお答えします。

市は平成27年度から28年度にかけて第1期公共施設屋根貸し事業を行いました。これは、太陽光発電設備を整備することで、再生可能エネルギーの普及・推進を図る目的で行ったものです。

その後、行う予定でした第2期及び第3期屋根貸し事業は実施に至らなかったため、今回は、その時、太陽光発電設備を整備する予定であった施設を対象に、屋根貸しではなく、自家消費型として太陽光発電設備を整備する可能性について調査させていただくものでございます。

次に、2点目の自家消費型の太陽光発電設備を導入した場合に見込まれる効果についてでございますが、公共施設で使用する電気を太陽光発電等の再生可能エネルギーに切り替えることで、化石燃料の使用を抑え、二酸化炭素の排出量を削減することができます。

また、市が率先して使用する電気を再生可能エネルギーにすることで、市が脱炭素に貢献していることを示し、市民や事業者を先導する効果もあると考えております。

さらに、蓄電池とセットで整備することで、災害時の非常用電源として活用が期待できます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 確認です。1点目の、前回の調査で事業まで至らなかった、残りの2期に予定していた施設をとということでありましたので、今既に使っている施設は今回の自家消費型云々には該当しないということによりよいですね。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 第1期につきましては、固定価格買取制度で民間事業者が行っていますので、それが終わり次第、そういったことは協議・検討していきたいと思っております。基本的に公共施設には、使う電気というのは再生可能エネルギーに切り替えていきたいというような考えで今進めているところでございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2点目ですが、調査ということで、まだその先のことは検討段階ではないかもしれませんが、いわゆる自家消費型をもし使った場合、施設に関する電気設備といえますか、プラス的な工事といえますか、屋根に設置するだけではなくて、電気を通す云々、それから充電というのは先ほどお聞きしましたけれども、プラスアルファの事業といつか、お金のかかる事業も追加で出てくる可能性があるのかというところを伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 すみません。可能性調査ではあるのですが、今担当として想定しているのは、例えば、PPAという事業がございまして、それは設備等は事業者が行うということで、使用するほうは公共施設、市のほうでということになりますので、設備投資の費用は、市は要らないのですが、ただ、電気使用料という形で払っていくようになりますので、そういったことも含めて、令和4年度については、多角的に検討していくということでありまして、御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、再質問から入りたいと思います。4款1項9目環境衛生費、地球温暖化対策推進事業、237ページ、どのような調査と、どのような調査対象を計画しているかということで、先ほどの説明で分かった

のですが、今さら屋根の調査をしてどうするのですかという市民の声もあります。この中で委託料145万9千円、委託先と委託内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 前は屋根貸しということだったのですが、今度については電気の使用料等の調査もありまして、前回屋根貸しのときに行った調査とは変わるものでございます。

それから、今考えている委託先ということなのですが、そこは今後ということになりますので、入札等も含めて考えていきたいと思っておりますので、そういった調査の能力がある業者をお願いしていくということでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 前回は1平米10円で貸して、ほかの市では1平米100円だったものですから、それに乗ってきた業者がいるのですけれども、そうしますと、また前回の業者に委託する可能性というのは非常に考えられるのですね。委託業務内容が前回とは違うと言っていますけれども、やることはまるっきり同じだという認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 前回というのは、屋根貸しの事業だと思いますが、屋根貸しの事業につきましては、屋根の構造等ということで、物理的なものといったものだけだったのですが、今回は公共施設で使う電気ということになりますので、実際の電気の使用状況とか、どんな形でこれを実現していくということもありますので、前回とは違う多角的な検討も入っておりますので、違ってくるところでございます。

それから業者選定につきましては、今後どのようにしていくかということで、今決めかねている状況ですので、控えさせていただきます。

ます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、補助金の265万円は、その関係するところの補助金というわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 補助金につきましては違いまして、全くこれは今の議論と違うものでございまして、一般の家庭、市民向けの補助でございまして、それは毎年行っているものであります。4分の1が県の補助が入っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 不思議だと思うのは、屋根貸しをやって、前の穂積市長が進めてきているのに、今回自家消費ということで、また調査をすると。そうすると、調査をする結果が可能性があるか、ないかで今後の推進が進むということで、不可能だということも十分考えられるわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 可能性調査でございまして、山田委員が言われたとおり、不可能ということもあるのですが、一応、今予算化しているということでは、やっていきたいと思っております。ということで、なるべく脱炭素の施策ということですので、少しでも前に進みたいということですので、可能性があればその部分を、施設によってはできないというところも出てくるかもしれませんが、その辺は状況を見ていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと税金を使ってやる事業で、これを調べたり、可能な状態が分かって、目的を達するためなのですが、費用対効果を考えると、余り私としては効果があるのかなと思っております。その中で

やってみないと分からないということで、1つ思ったのは、前回、蓄電池とかそういうものの話があった後に、新城市でも大きな停電があって、実際に小学校でも使えなかったりしておりますので、そういう点についても調査は及ぶわけでしょうか。ただ単に発電だけではなくて、先ほど有効利用の中で、そういうときに使えると言っていますが、現状では今のついている屋根貸しの中のバッテリーなどは、実際はテレビを見ることができても、冷蔵庫とか、ほかのものは使えないということを前に調査したことがありますけれども、その検証はされるわけでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木市民環境部長。

○佐々木敏宏市民環境部長 すみません。令和4年度の予算のことから広がってきているのかなと思いますけれども、屋根貸しのことだと思っております。それでたまった蓄電池というもの、いわゆる屋根を貸して民間事業者が設置しています。蓄電池も使えるような形で更新をしていくということで聞いていますので、その辺は今後また新たな事業ということになりますので、今蓄電池も大分性能がよくなってきていますので、そういった部分も絡めて、ある調査で言えば蓄電池をセットしたほうが、蓄電池がないよりは費用的に安く上がるというストレージパリティという考え方もございまして、そういったものも考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、4款1項5目予防費、予防接種事業になります。227ページです。

1点目は、1億3,620万6千円の内容を聞かせてください。

2点目、子宮頸がんワクチン接種の再開となった経過や理由を伺います。

3点目、ワクチン接種への理解の広め方や接種の周知方法について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 1点目の1億3,620万6千円の主な内容につきましては、予防接種法に定められている定期A類及びB類を医療機関個別接種と保健センターでの集団接種により実施するものです。

具体的には、医療機関個別接種のための個別接種委託料と集団接種のための医師委託料、医療廃棄物処理委託料、ワクチン代等の医薬材料費です。あわせて予防接種対象者への個別案内を行うための通信運搬費となります。

2点目の子宮頸がんワクチン接種につきましては、平成25年6月の国からの勧告により積極的勧奨を差し控えていました。その後、国の検討部会等において、ワクチンの有効性及び安全性に関する評価などについて継続的に議論が行われ、令和3年11月、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。また、積極的勧奨を差し控えている状態についても、平成25年の通知が廃止され、対象者への個別勧奨を再開することになりました。

3点目のワクチン接種への理解の広め方や接種の周知方法につきましては、各種予防接種対象者への個別案内通知を行い、通知には、予診票・接種前の注意事項に加えて、対象疾患の説明、ワクチンの効果及び副反応、接種方法などを同封しています。また、乳児期の予防接種については、赤ちゃん訪問時に保健師からも説明を行うようにしています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

再質問は2点目の子宮頸がんワクチンのこ

とについてお伺いしたいと思います。

こちらのほうは、初めは副作用がいろいろな情報等で、国が控えてくださいということがあったところから、ワクチンは今のところ安全で再開をしていきたいと思いますという理解になったかと思っております。私も子宮頸がんが1人でもなくなる状況にしていくことは非常に大事かと思っておりますので、その立場で質疑させていただきます。この対象者については、大体何人ぐらいで、こういった方を対象としているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 令和4年度につきましては、13歳になられる平成21年生まれと、16歳になられる平成18年生まれの方の70%を見込んで予算計上をさせていただいております。

先日、国のほうからキャッチアップ接種については説明がありましたので、国の考えに基づいて今後検討していきたいというように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。そういうことで非常に対象者も限られた期限、この時期に打つてよというところかなと思います。13歳から16歳の間でワクチンを打つと無料になるというような状況の理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 12歳から打てるということになりますが、標準的な接種年齢では13歳ということになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 もう少し対象年齢、高校何年生とか、分かりやすい対象年齢がどのような形なのかというのを、周知だとか、そういったところに対象者はこういう人ですよというように言うかと思っておりますので、その辺、もし分かったら教えていただきたいのと、ワクチン接種は1回だけではないと思いますが、

何回ワクチンをしますよというようなところが分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 対象年齢ですけれども、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までに当たる女子ということになっておりますので、小学校6年生から、16歳なので高校1年生です。標準的な接種年齢が13歳となる日に属する年度の初日からということですので、中学校1年生からになります。

接種回数になりますけれども、ワクチンの種類が2種類ありますけれども、両方とも3回接種というようになっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

外国と比べると、オーストラリアはもう100%近い接種をされているというような情報もあったりして、非常に日本では接種率が低いかと思えます。このワクチンを打てば子宮頸がんになる確率が低いというような形になるかと思えますが、新城市では接種率がどのぐらい低いというのが分かれば教えていただきたいのと、最後に周知の各学校等に通知というか、親御さんに御理解していただく形になるのかと思うのですが、そういったところを教えていただきたい。あと、これを打とうとすると市民病院で打つという形になるのか、その3つ、もし分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 平成25年4月に定期接種になりまして、6月に積極的勧奨をしないことになっておりますので、接種率というところでは、低いとか高いというところは分かりませんが、昨年度、国のほうから積極的に勧奨はしなくても情報提供はしなさいということで、平成17年から平成20年生まれの方に国から送られてきたリーフレットを送付して周知をしまして、延べですけれども125人

の方が令和3年度は打たれております。

あと、周知に関しましては、国のほうがリーフレットを作って配ってくれますので、そのリーフレットを通知の中に入れて周知をしていきます。国のほうは保護者、本人向けのリーフレットに加え、医療従事者向けにも作っておりますので、そちらのほうも周知していきたいと思います。

どこで打つかということになりますが、そちらのほうは、いつも医師会様のほうに調査をさせていただきまして、子宮頸がんワクチンを打っていただける医療機関に手を挙げてくださいという事で調査していきますので、そこで手を挙げていただいた医療機関でやっていただくというようになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういう形で進めていくということで理解いたしました。

4款1項12目特別会計繰出金の病院事業会計負担金について伺います。241ページです。9億700万円の主な内容を伺います。

2点目、負担金の内訳で国県からの支出金はあるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、2問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1問目ですが、病院事業会計への繰出金につきましては、地方公営企業法第17条の2に基づき、総務省が繰出基準として示しているところですが、この基準により算定した結果の範囲内で繰り出しているところです。内訳につきましては、予算書243ページ説明欄に記載のとおりであります。

2つ目の国県からの支出金は含まれているのかということにつきましては、国県からの支出金はありません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

1点目は総務省からの基準の繰出金額の想定ということで理解をいたしました。

こちらのほうは、今回新型コロナウイルスの影響等も踏まえての金額になるのでしょうか。外来等の患者さんが減ったということも各地聞いておりますので、そういったところも考慮されての内容ということで伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 先ほど、御説明申し上げます負担金の内訳を見ていただきますと、コロナの影響によるところというのが関係するところはありませんので、その辺は病院事業会計の運営の中及び国からのコロナに対する補助金等がございますので、そちらで対応していただくように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

不採算医療とか、そういった形の条件を主にということで理解をいたしました。

2点目の、国県からの支出金はあるのかというところでは、ありませんということですが、もともとは総務省の条件の繰出金のほうは、ひもづけで出ているというような認識でよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 総務省は繰出基準として出させていただいて、それに基づいて本市及び病院事業会計のほうで協議して出しているものでございます。ですので国からの支出金というのは全く入っておりません。ただ一部、地方交付税で措置というか、そういったところはございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、再開を2時40分とし、休憩いたします。

休 憩 午後2時29分

再 開 午後2時40分

~~~~~  
○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
歳出5款、労働費の質疑に入ります。質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは5款1項1目労働諸費、新規雇用創出事業259ページについて、お伺いします。

いただいた資料で大分理解できたんですが、改めて御説明をお願いいたします。

事業内容と各費用の詳細と増額の理由をお願いします。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 2問質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

1点目事業内容につきましては、ハローワーク新城と連携し、新規学卒予定者及び未就業者を対象に企業説明会や見学会等を開催し、地元企業への就業の機会を創出するものです。

また令和4年度からは出産等により、一旦仕事から離れた女性のセカンドキャリアを支援するため、啓発セミナーや求人面接会を開催します。

2点目の各費用の詳細と増額の理由ですが、主なものを申し上げますと、報償費では女性のセカンドキャリア支援に関する啓発セミナー等の講師謝礼や託児料、印刷製本費では職場見学会、体験会や面接会等の開催啓発用のチラシ作成、貸付金では雇用対策の受入先となる協議会への貸付について増額するものです。

なお、この貸付金については、協議会が国

の補助金を受領するまでの運営活動費を一時的に支援するために貸付を行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内訳の中で理解が及ばなかったところがあるんですけども、報償費の部分は少し分かりやすかったですけれども、その他の部分は、この女性のセカンドキャリアだけではなく全部の総額という見方でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 基本的には女性キャリアの支援のための施策となります。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款 労働費の質疑を終了します。

歳出6款 農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは6款1項3目農業振興費、農業経営近代化施設整備事業269ページ、2問お願いします。

1点目に補助金の内容を伺います。

2点目に事業の計画、内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それでは1点目の補助金の内容でありますけれども、こちらは農業生産基盤の近代化と農業経営の効率化及び安定化を図るため、国、県の補助事業を活用しまして農業者や農業者団体等が行う農業用施設や農業用機械等の導入を支援するものでございます。

それから2点目の事業の計画でありますけれども、内容は集落への組織とか農作業受託組織のコンバインの導入、それから台風等に備えました農業用ハウスの補強ですとか、燃油価格高騰によります燃油使用量削減のための

ヒートポンプの導入等に対し、補助金を交付する計画であります。

また県の補助事業におきましては、林業経営の近代化施設も対象としておりますので、林業機械の導入に対する補助も計画しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 答弁いただきました内容でおおむね理解をいたしました。

まず1点目少し質問をさせていただきたいのですが、農業用ハウスの補強に関する予算としましては、風水害とか経年に伴う補強や整備に充てられるものという理解でよろしかったのかどうか確認をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 委員お見込みのとおり、台風の強風等に備えた補強ということであります。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 昨年度の風水害に伴う被害実態は例年と比べまして、どのような状況であったのかお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 昨年度ということですが、昨年度それから本年度におきましては、施設の台風被害は少なかったと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 今年につきましては、燃油価格の高騰がありまして、非常に環境変化もあった年であったと思っておりますけれども、今後ともそういったことも考えられる、こんな懸念もある年だと思っております。

今回のヒートポンプ式という御答弁がありました。このヒートポンプ等から燃油のほうの燃料等の併用のような理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 併用という形でありま  
すけども、特に冷え込んだ時に、やはり重  
油ボイラーが必要になる場合もあるかと思  
いますので、そういった時には重油ボイラーを  
焚くという対応になるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 最後に1点お願いします。

燃油価格の高騰により影響を受けた作物が  
たくさんあるかと思えますけれども、農機具  
の品目が燃油価格の高騰により影響を受けた  
作物であったか、この辺を教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 作物につきましては、  
イチゴ、夏秋トマトのほうも冬12月1月まで  
延ばして収穫するかともみえますので、そう  
いった方。

それから花卉、鉢花ですね、それから菌床  
椎茸、こういった作物、キュウリもありまし  
た。そういった物が影響を受けております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終  
わりました。

次に2番目の質疑者、小野田直美委員。

小野田直美委員は退席をいたしております  
ので、次へ進まさせていただきます。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款 農林水産業費の質疑を終了しま  
す。

歳出7款 商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは7款1項3目観光  
振興費、道の駅管理事業303ページでござい  
ます。

1点目に修繕の内容を伺う。

2点目に修繕による効果、期待を伺う。

以上お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 修繕料928万5千円の

内訳につきましては、浄化槽の膜カートリッ  
ジ取替修繕として808万5千円、施設の修繕  
料の維持管理分として100万円、電気自動車  
充電器の修繕料、維持管理分として20万円を  
計上しています。

修繕による効果、期待を伺うのですが、今回  
の修繕については道の駅もつくる新城の施設  
の浄化槽の基本的機能の回復を図るもので、  
適切かつ計画的な修繕を行うことで利用され  
るほうが安全で安心して、利用でき、リピー  
ターの増加を図りたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。1  
点お願いします。

浄化槽の修繕、改修ということでございま  
したけれども、その改修にかかる日程、期間  
その辺の予定は分かりましたら、お願いいた  
します。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 日程につきましては、  
1週間ほど予定してくださいということです  
けれども、実際に実施するのは1日もしくは  
2日で完了するという事です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終  
わりました。

次に2番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 295ページ、7款1項2  
目商工振興費、企業用地等開発推進事業、事  
業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 本事業は新城イン  
ターチェンジ周辺事業用地として、市が購入  
した旧養鶏場跡地を含めた区域について、新  
城インター企業団地2期事業として企業用地  
を整備するものです。

令和4年度は市が保有する事業用地を含め  
た周辺区域について、現況調査を行い、基本  
計画を策定します。具体的には概略設計の決

定、概算事業費の算出、事業主体の決定など開発シナリオを検討します。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 新城インターチェンジが2つになっていくことを聞いて、力も分散されるようなことも聞いておりましたが、このことについては、今の新東名のほうに限った事業内容でよろしいかを伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 場所のことだと思いますのでお答えさせていただきます。

今、旧養鶏場跡地とその隣接する三遠自動車道路の建設残土の受入地を中心とした、市の保有地の周辺ということをお願いします。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは7款1項3目観光振興費、鳳来寺山パークウェイ駐車場管理運営事業307ページです。

令和4年度から施設運営とも市直轄の駐車場となりますが、どのように管理運営を行い観光振興につなげていくのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 どのように管理運営を行い観光振興につなげていくかにつきまして、山頂駐車場の料金徴収業務委託、11月の混雑時には駐車場等交通誘導業務委託、公衆トイレの清掃及び浄化槽の保守点検業務を委託により運営をしております。

市の直営で管理運営することになりますが、これまでと変わらず、来訪者が安全安心に御利用いただける適切な管理運営を行うことで、観光振興につなげてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それではその管理の中で実際の人の配置とか配備、それから時間帯とか夜間も含めて安全上の管理とか、それはどの

ように考えられているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 通常の管理につきましては、料金徴収業務は2名で、時間につきましては、8時半から5時までの期間、料金徴収を行いまして、夜間につきましては、防犯カメラ等で管理を行うというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それから予算化されているわけですが、収入については先ほど質疑があったということですが、いわゆる収支という収入があつて、今回の支出のほうの費用があるわけですけれども、その辺のバランスは考えられておるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 支出に合わせてパークウェイの料金のほうも道路公社が徴収していた料金等回収させていただきまして、繁忙期には1千円の料金をいただくとなっております。

そうすることによって、料金のほうは収支が合う金額とさせていただいているので、問題なく経営が成り立っていくのではないかと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 これは過去に聞いたかもしれないですが、今回、県の前の駐車場と思うと、改修を行って台数が大分半分近く減っているわけですけれども、それに関して収支と車の交通整理も含めて、どのように対応されていくのかを伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど答弁させていただいた点を1点修正させていただきたいんですけれども、料金徴収の時間は8時から16時に訂正させていただきたいと思います。

それでは今質問のありましたことにつつま

して、今、現在道路公社が管理している時に行者越というところに車がとめられる状況になっておりました。

そちらの駐車の方は80台くらいとめられるかと思えますけれども、そちらの方も利用して、駐車場を繁忙期、ものすごく混んだ時はそちらのほうを開けて対応するようにしていきたいと今のところ考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員

○鈴木達雄委員 それから、どのように観光振興につなげていくのかということですが、安全な駐車場管理というのはもちろんですが、市の直轄の経営ということではゆる駐車場を柔軟、そして多様な使い方、イベント、いろいろな団体の行事における駐車場の使い方というか、そのような対応が考えられるのかということをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長

○加藤宏信観光課長 今のところ考えてはおりませんが、鳳来寺の住職また東照宮、あと橋平の組合の方たちが売店等を行っていたりします。そちらの方の方たちと話し合いをしまして、地域もしくは住職、東照宮の方が何かイベント等行いたいということがありましたら協議して進めていきたいと思っております。

先ほどお答えしたなかで16時とお答えしたと思うんですけど、18時の間違いです。

訂正させていただきます。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、齊藤竜也委員

○齊藤竜也委員 7款1項3目観光振興費、地域おこし協力隊運営事業についてお聞きします。303ページです。まず増額の理由をお聞かせください。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 地域おこし協力隊につきまして、令和3年度今1名の隊員が3年間の任期を終了いたします。

令和4年度には新たに2名の地域おこし協力隊を採用して、地域資源を活用した観光コンテンツの開発を中心とした地域振興活動、またアウトドアフィールドを活用したサイクルツーリズムによる地域活性化活動に取り組みます。

このため隊員が1名から2名に増えたため増額するものです。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員

○齊藤竜也委員 そうすると新たに2名という形よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 令和4年度は新たに2名という形です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 スポーツツーリズムに関連した募集内容という形にまた同じようになると思うんですけども、これまで活躍していただいた方々の地盤というか、つくっていただいた流れがあるかと思うんですけども、今回も同様の流れの募集となるようなことだと思うんですけども、そちらの理由等がありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 令和4年度に採用させていただく地域おこし協力隊2名のうち1名は、スポーツツーリズム関係の採用という形になっております。

今年度まで3年間活動していただいた隊員の地盤を引き継ぐというか、さらにそれを進めていくという意味合いを持ちまして、またこれから5年後、令和8年のアジア競技大会に向けて、さらに進めていきたいということで内容としては、継続したような形を取っております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 では続けて質問させていただきます。

同じような形になるかもしれませんが、7款1項3目観光振興費、地域プロジェクトマネージャーの運営事業についてです。

こちらの事業内容と各費用の詳細をお願いします。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 それでは事業内容のほうから、地域プロジェクトマネージャーにつきましては、地域、民間、外部の関係者をつなぎ、調整や橋渡しをしながら実質的にプロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材を雇用するものです。

具体的には本市の自然豊かなフィールドを活用して、時代に即した魅力的なコンテンツを地域とともに作り上げて、企業のCSR活動や市外住民のレジャー、ワーケーションの拠点とし、関係交流人口の増加、移住、定住を促進して地域経済の活性化と地域の持続性につながるプロジェクトの推進を図ります。

2番目の各費用の詳細につきましては、地域プロジェクトマネージャーの報酬424万8千円、それから費用弁償12万円、社会保険料54万円、共済組合負担金13万5千円、雇用保険料2万7千円、労災保険料1万8千円です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内容としては非常に理解しやすいもので、私もこういった活動はいいかと思うんですけれども、ただ市民の方から見ると、地域おこし協力隊と差別化がどのようにされているのかということ。つまりこちらのほうが当然経費がかかるわけでテーマも同じですよ。

だからテーマというか、いわゆるスポーツツーリズムの推進だったりとか、そういったところは同じになっていくけれども、大きな

お金をかけて運営する以上は成果に差別化がされないとなかなか理解がされない可能性があるものですから、そのあたりをどのように捉えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 プロジェクトマネージャーにつきましては、これまで地域おこし協力隊が主に市内での活動を中心に行っていたのと比べて、外部、要は企業であるとかそういったところと地域の団体の橋渡しであったりとか、そういった形で外部からの流入部分を重点に考えております。

そういったプロジェクトをマネジメントしていただくというふうに想定しております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それらを含めてしっかりと結果を出せるような形を求められると思いますので、集中していただきたいです。

もう少し質問したいんですけれども、資料を幾つか見させていただきました。

多くはこれで理解できたんですけれども、他地域だったり、他市の事例を見ると、多くが地域おこし協力隊のOBがそのまま入っているという形が多いと思うんですけれども、当市においてのこのプロジェクトマネージャーの募集に関しては、先月で終わっているんですか。その形だと思えるんですけれども、募集の集まり状況はどのような形になっているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 プロジェクトマネージャーにつきましては、選考試験中でございます、2名応募がございました。そのうちの1名を採用する予定です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

次に5番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 ではお願いします。7款1

項2目商工振興費、企業用地開発推進事業、295ページ、本事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 本事業の内容につきましては、先ほど柴田委員の質問で答弁させていただきましたとおりです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 企業用地開発推進事業、1,588万7千円ですね。委託料として1,586万2千円ありますけど、委託先と委託内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 1,588万7千円の委託先についてですが、委託先は令和4年度の予算で契約しますので決定しておりません。

令和4年度において決定しますので、決定しておりません。予算の内容ですが、基本計画及び地区計画等を策定する業務委託費となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 多額のお金を使って推進する事業だということですが、1期は完売しているということでしたよね。2期工事になるのですけれども、この2期工事。この前行政財産で買ったのを今度は普通財産に戻したりする、その地区計画なんですけど、これは委託とすることというのは、どこか会社に、庁内ではこの事業についての計画を進めるのだとは思ったんですけども、大きくこの金額を委託してどこかのコンサルタントに出すわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 委託についてはコンサルタントを考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私はコンサルタントではなくて自分でやるかと思ったんですけども、最近コンサルタントに出しすぎていて、本来

の職を少し怠っているのではないかと思うのですよね。

購入に対しては精力的ですけども、地区計画は本来市でやると思っていたんですよ。この事業がもし見込みがあるとしたら長いスパンだと思うんですけども、前1期工事のところの横にあったのは元成瀬養鶏場だったと思います、もう20何年前ですけど。

このままでいくと、今の鈴木養鶏場のところまでつなげるのに、どんなその構想、あと何年くらいを考えているかを伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 先ほどの地区計画というところはもう少し説明させていただきますと、地区計画の業務そのものは市で決定しますので、そのための資料作成等の委託という業務になります。

あと1期工事と2期工事の間がつながるのはいつになるかということでお答えさせていただきますと、そういう検討はいたしたことはありません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 つながらないというそういう認識でよろしいですかね。近いもんですから、道をあそこに今入ってますよね。それをつなげるのには大分落差があるもんですから、そういう計画がこの地区計画とその計画になることだということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 全体的なもう少し1期工事、2期工事の場所を含めた全体的なお話のところは、具体的に実施計画として検討したことはありません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 三中化学のほうから今道ができてますけれども、あそこを埋めて鈴木元養鶏場とつなげると僕は思っているんですけど、そこは無理なんですか。落差がすごくあるもんですから、その辺がどうかと思ったもんですから。かなり落差があるんですけど。ど

ういう計画なんでしょう。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 その辺りも含めた検討をいたします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 結構、無理無理につくっているように私は思ったものですから。ここを企業立地として計画を進めるんですが、企業が来るには水が必要だと思っていたものですから、これほどの落差があったところについては、どのような計画でどのような会社をどちらから呼ぶというのをある程度考えているかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。全然考えてないのですか。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 水は水道水あるいは地下水になると思いますが、例えば1期計画の企業に限っては水を必要とする企業ではありませんでした。

どんな会社が来るかある程度考えているのかという話ですが、そこまでの想定はできておりません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では同じ7款1項2目で商工振興費の企業立地奨励事業、295ページ、本事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 企業立地奨励金は新都市企業立地奨励条例に基づき、市内に工場等の新設をした事業者を対象に、土地及び家屋に係る固定資産税相当額を5年間、償却資産に係る固定資産税相当額を1年間交付するものです。

令和4年度につきましては、3年目及び5年目の交付対象となる2事業者に対し、企業立地奨励金の交付を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと先ほどの第1期のところに市内の企業がこちらのほうから

横に移動したという、それでもこの奨励金の対象にはなっておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 企業立地奨励金につきましては、新規に土地を取得した事業者が工場等を立地した場合に対象となりますので、土地を取得して建てられれば市内からの移転であっても対象となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は外から来るのを期待してたんですけども、中から移るとは思わなかったものですから、この中で普通旅費22万円がありますが、この目的は何でしょうか。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 本奨励事業につきましては、旅費は含まれておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今のは取り消します。お願いします。

7款1項3目観光振興費、地域おこし協力隊運営事業です。303ページ。本事業の内容は先ほどの齊藤委員から伺っているんですけども、2名採用で何年契約になりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 地域おこし協力隊につきましては、任期1年で3年を限度で更新できるということで、おおむね3年を想定しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この中に賃借料として227万6千円があるのですが、これは何でしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 2名分それぞれですが、家賃とあと活動用車両

のリース料です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうすると227万6千円ということは、一人当たりだと113万8千円で月々で割ると9万5千円。これは家賃とリース料、リース料というのは何でしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 活用車両、車です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次に行きます。

7款1項3目観光振興費、鳳来寺山パークウェイ駐車場管理運営事業、307ページ。鈴木委員への説明を先ほど聞いたのですが、委託費の共通分があったのですが、107万6千円の委託先というのはこれはどちらになりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 委託料共通分107万5千円のことだと思われかもしれませんが、こちらは施設、公衆トイレの清掃業務、通常の日常の清掃業務と浄化槽の保守点検の清掃業務になります。

現在施設の日常清掃業務、トイレの清掃業務に関しましては、シルバー人材センターを考えております。

また、浄化槽の保守点検清掃業務に関しましては、浄化槽の保守点検清掃ができる事業者をこれから選定してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 委託費の一般分189万1,800円の委託先と内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 委託料一般分の1,809万1千円ですけれども、こちらは駐車場の料金の徴収業務といたしまして、1,600万円強はシルバー人材センター、なるべく市内のか

たを雇用ということでシルバー人材センターです。

もう一つは駐車場等交通誘導業務を200万円弱で、こちらもシルバー人材センターもしくは市内の事業者を考えています。

もう一つ警備業務といたしまして、料金事務所はよくありますセコムとかを考えておりますが、30万円強の金額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 計算して来たんですが、1日に入る台数は、これは繁忙期で計算して出していると思うんですけれども、実際は1日125台という計算を出してみたんですが、実際はかなり駐車場は使われているということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 繁忙期のほうは365日のうちの28日を繁忙期と考えておまして、残りの337日は通常の日と考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 計算したところ2,253万1千円が1年間ですと、12か月で割ると187万7,583円。これはまた500円で計算しますと、まあ1,000円と500円、500円で計算しますと月に3,700台以上3,775台を1日で割りますと1日125台と出るんですけれども、実際は採算が合うかどうか私どうも疑問なんです、その辺はどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 繁忙期が28日ありまして通常期が337日ということで、過去9年間で平均して約3万台強来ております。

今回積算するに当たって、およそ3万台という数字で計算しまして、そのうちの繁忙期を28日で計算しております。

今、山田委員に説明させていただいた駐車場管理業務の2,253万1千円で歳入と歳出が合うということで今回積算しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは1点、7款1項1目商工総務費、企業用地等開発推進事業、295ページになります。

1点目、新城インター企業団地2期事業の整備を行う規模や道路計画の基本設計の作成のための事業費1,588万7千円の主な内容と経過を伺います。

2点目、場所は旧鈴木養鶏場跡地になるのか伺います。

3点目、市内の企業団地、新城インター企業団地第1期などの誘致状況等を伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 それでは3点質問いただきましたので、1点目からお答えさせていただきます。

規模については、令和4年度に策定する基本計画により決定します。事業費1,588万7千円の主な内容は、基本計画及び地区計画等を作成する業務委託費です。

経過については11月に新市長にこれまでの経過を説明し、市の方針として企業用地として進める事を決定いたしました。

2点目の場所についてですが、旧養鶏場を含めた周辺区域が検討区域としています。

3点目の市内の企業団地、新城インター企業団地1期などの誘致状況ですが、現在全て完売しており募集している企業団地はございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。状況のほうで今進められているということだと思います。この中で基本計画が今後策定されてどんどん決まっていくという状況だなということが分かりましたが、今この基本計画また土地の大きさ等踏まえて、今現在この造成費は総額い

くくらいかかるのかは分かるのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 造成費につきましては、造成面積あるいは造成、平地の高さ等は事業費に大きく影響しておりますので、算出とまではまだっておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 詳細なことがまだ分からないので造成費の総額等はまだ分かりませんという答弁だったと思います。

そこで伺いたいののが、今回1期目が完売し、また2期目もつくり出すということですが、実際、私としてはウクライナの情勢も見たり、原油高の高騰、また部材等の高騰、人口減少で労働者の人口が減っているという状況で企業が来るのかという心配があるのですが、企業の新規の設備投資とかも踏まえて鈍化するという状況があるのではないかなと思うのですが、そこら辺のこの見立て、また2期つくれば来るのではないかというこの発想だと思います。

その辺の事業をつくった時の分析をどう認識しているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 企業からの問合せですけれども、以前、一般質問でも答弁させていただいたとおり、この2年で製造業については17件、物流について9件頂いております。中には5年くらいのスパンで土地を探していただいている企業もありますし、当然1年という1年2年ですぐ建てたいという企業もあります。

担当としましては1、2年で建てたいという企業さんについては、今なかなか紹介できるところがございませんので、ストックとしてそういった土地を保有しておくことも必要ではないかなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。問合せが製造業17件等あるのではということもお聞きしました。そういった方に入っていくというところにつながればいいと私も思っております。

この第2期の事業では規模が僕も素人でちょっとよく分からないのですが、大体、何社入るような団地の計画というか規模になっているのかというのは分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 何社という御質問ですが、まず規模がある程度決まった後、平地の面積や今までの問合せ状況から見てどのくらいがいいとか、そういう検討に入るのかなと思います。

ですので参考までに1期事業の平地面積は3万5,000平米で3つに割りまして、3社を誘致しております。

以上です。

失礼しました。訂正させていただきます。

3区画の募集に対して2社が企業で入っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。では3社分の面積に2社入って、ある1社が2区画分持ったというところで売ったということで理解をいたしました。

最後に経過のところ1点だけ聞きたくて少し戻りますが、今回これを決める時に決め方なのですが、今後、東高校の跡地の利用もありますし、給食センターの決め方もそういう形であったのですが、市民の聞くところが欠けていては大変なことになっていくのではないかと危惧を質問になります。

今回資料を見ますと、今回の土地利用について、働く場と遊ぶ場と暮らしの場、この3つの利用価値と利用方法があるのではないかとこのところでスタートしたんだという理解

をしております。

その経過説明のところ資料も出していただいて読んだのですが、そのところでこの働く場に決定をしていくという議論形成の中で、市民の声、アンケートだとかそういった声がどこかで反映しているのかなというふうに思っていますが、令和3年度の動き、5月等の会議見るとちょっとないものですから、そこら辺の働く場についての決定する要因、根拠、そういったところはどのようなふうに決めていった過程なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 浅尾委員が仰られた資料、今回要求のあった資料かと思いますが、市の内部の中の会議において決定しました。

これまでの議会等の説明でも令和2年度、3年度に係る2年度から検討しているというところで働く場、遊ぶ場、暮らしの場について絞って検討しているということで説明させていただいておりますが、市民の声というところに関しましては、それぞれの検討に入った職員の委員が市民の声としていろいろな情報を仕入れたもので検討しているというところで、そういった意味ではそのような全く市民の声というところを聞いていないではないかなと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました、ありがとうございます。

資料を出していただいてありがとうございます。この3年度の動きで5月24日に政策検討会議をされて、企業団地で承認ということで、6月には市政経営会議で最終決定、11月30日に新市長下江市長に報告、12月22日に市政経営会議、企業団地と決定するというところで書いてあったということで先ほどの質疑のほうをさせてもらいました。

1点だけこの件で市民アンケート等実際にしたりということはあるですか。この利用に

ついてどういうふうな利用がいいということ  
で市民パブリックコメント等をやったことは  
あるのかないのかだけ伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課長。

○長屋匡紀用地開発課長 アンケート、パブ  
リックコメントはしておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終  
わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

歳出7款 商工費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで説明員入替えのため、しばらく休憩
します。

再開を3時50分とし、休憩をいたします。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後3時50分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員
会を開きます。

~~~~~

歳出8款 土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 321ページ、8款4項1  
目都市計画総務費、都市計画基礎調査事業の  
内容について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 調査の内容につき  
ましては用途地域の決定等都市計画を策定す  
る上で現状の分析、課題の把握、将来の予想  
をする必要がありますので、この基礎資料と  
するため令和4年度は建築物の利用状況、地  
区別の新築状況を調査するものでございます。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が  
終わりました。

次に2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは8款4項1目都市

計画総務費の都市計画一般事務費323ページ  
であります。この中の負担金について令和3  
年度の54万3千円に対し、令和4年度は656  
万6千円と大幅に増額をされていますが、そ  
の理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 負担金についてで  
ございますが、東三河広域連合への負担金で  
ございまして令和3年度は一般事務に係る経  
費のみでありましたが、令和4年度につつま  
しては都市計画基本図を作成するために都市  
計画区域及び準都市計画区域の航空写真の撮  
影を行うため、これに対する費用負担が増加  
するものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 内容は分かりました。この  
負担金について、これはその次の年度以降も  
発生するのか、それとも4年度のみなのかお  
伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 6年に1度、図の  
作成をしております。来年度は航空写真、  
その次は地図の作成をします。令和4年  
度に上がる、令和5年度にまた上がる、あと  
は戻るといふ形になります。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終  
わりました。

次に3番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは8款1項2目高規  
格道路対策費、豊橋新城スマートIC（仮称）  
整備事業、311ページについて伺いします。  
委託料（資産形成分）と書かれていますが、  
1,881万2千円、こちらの詳細を説明お願い  
いたします。

○丸山隆弘委員長 河村英樹土木課長。

○河村英樹土木課長 それではお答えします。  
委託料の詳細といたしましては、スマートイ  
ンターチェンジ建設予定地における工作物や  
立木などの補償物件に関する調査と建設予定

地に埋設されております豊川用水の農業用水管の移設を行うための設計、測量の実施を予定するものとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内容を確認させていただきました。

委託という形で進めるということですが、今説明していただいた、その地域というか場所を調べてどういう工事ができるかという形になるかと思うのですが、これは資産形成分という部分はこういった形でこちらは確認ができるのでしょうか。

その今言われたような物、見える物、見えない物、いろいろあるかもしれませんが、出される物としてはどういった物が出てくるのかというのが確認できますか。

○丸山隆弘委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 今言われたことですが、補償物件となってくる物、今考えられているというか分かる物としまして、周辺には畑等とありますので柿の木などの立木、それから農業用の柵等の工作物、それからソーラーの施設もありますので、具体的な補償物、物件についてはこれから現地調査等々行って行って実施して確認していくこととなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 8款1項2目高規格道路対策費、豊橋新城スマートインター（仮称）整備事業、311ページ、ただいまの事業の内容については齊藤委員の答弁で分かったんですが、再質問からお願いしたいと思います。

ここにある普通旅費47万6千円の算出の根拠をお願いします。

○丸山隆弘委員長 河村土木課長。

○河村土英樹木課長 こちらにつきましては、

スマートインターチェンジの建設にかかる打合せということで、事業の主体となってくるNEXCOさん等々との打合せの分と、スマートインター建設に関する名古屋で警察の打合せ、それから用地の説明ということで埼玉のほうへ行く予定をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの委託料の中で内訳は聞いたんですが、豊川用水とか立木とかあるのですが、これは委託先はどのように選定されるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 委託先についてですが、これから入札等で行うこととなりますが、コンサルタント等の外部というか民間のところに出すことになると思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当然一般競争入札でしょうか。

○丸山隆弘委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 一般競争もしくは指名競争につきましては、入札の金額に応じて対応するようになると思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款 土木費の質疑を終了します。

歳出9款 消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは歳出9款1項1目常備消防費、救急活動事業、331ページであります。この中の賃借料478万2千円が新たに計上されていますが、その内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 計上いたしました賃借料につきまして、御説明させていただきます。

ます。このコロナ禍での救急活動における感染防止対策の一つとして、令和2年度の繰越明許費の補正において、本年度令和3年度から導入しております救急活動用の毛布のリース化に伴う令和4年度1年間分の賃借料でございます。

具体的な内容につきましては、これまでの活動では救急活動で汚染した毛布のみ除菌ができる洗濯機を使用し、出場隊が自ら洗濯を行ってまいりました。

しかしコロナ禍となり、徹底した感染防止対策のため汚染した毛布だけでなく、使用した全ての毛布を除菌することが必要となり、出場隊が自ら行う洗濯では対応しきれなくなったため除菌仕様の毛布リース化を導入したものでございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 よく分かりました。コロナ対策ということで非常に重要な、多少金額的には高いかなとは思いますが、やはり隊員の皆さん、それから救急に駆けつけた場所の市民の皆さん等、全ての市民の皆さんの安全のためだということで理解をいたしました。基本的に、これはコロナがどのようにいつ収束するかということになるかと思いますが、このままコロナの状況を見ながら、まだ継続する可能性もあるということでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 今後の継続につきましては、コロナの収束以降も様々な感染対策にとって、必要な物であれば継続をさせていただきますし、手前の洗濯で対応できるものであれば廃止となります。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解できましたので、次に行きたいと思います。

続きまして9款1項3目災害対策費、災害対策一般事務経費、347ページであります。令和3年度の150万7千円に対し、令和4年

度は452万5千円と増額をされていますが、その中で新たに計上されている備品購入費176万3千円及び負担金30万円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 B&G財団から研修費といたしまして上限300万円までを助成をしてくれるものでありまして、助成金は重機操作研修、それから避難所運営研修等に充てることとされております。

このため大規模災害時における避難所運営につきましては、避難所運営委員会を設置し地域住民の協力を頂きながら運営する必要がありますが、この点につきまして、市民により理解を深めてもらいたいといった趣旨から、災害時の避難所運営を想定した研修を予定しております。

そこで備品購入費176万3千円の内容でございますが、ブルーマット10個、これは簡単に言いますと、通路を確保するための敷物というような理解をしていただければ分かりやすいかと思えます。

それからバルーン投光器、それから洋式トイレ、炊き出しセットを各1セット整備をいたしまして、研修で使用すると共に備品整備を進めてまいります。

また負担金の30万円につきましては、現物支給をされる重機を職員が操作できるようにするための研修負担金でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは9款1項3目災害対策費、防災行政無線保守管理事業、341ページです。

事業費の各項目の詳細とアプリの多言語対応の具体的な内容は。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 防災行政無線保守

管理事業の事業費の詳細につきまして、項目ごとに説明をさせていただきます。

普通旅費は無線管理者会議及び研修会へ出席するための旅費でございます。

消耗品費は防災行政無線戸別受信機用のアンテナと固定用金具の購入費用であります。

燃料費は無線中継局の発電機に使用する軽油購入費用でございます。

光熱水費ですが、防災行政無線設備に係る電気料となります。

修繕料は防災行政無線設備の修理に係る経費でございます。

通信運搬費は無線設備遠隔制御装置の回線利用等でございます。

手数料は戸別受信機の新規取り付けや障害対応に係る経費でございます。

保険料は防災行政無線設備にかかる保険の経費でございます。

委託料は防災行政無線設備、防災行政情報アプリの保守点検費用等に係る経費でございます。

賃借料は防災行政無線戸別受信機を管理しますシステムに係る経費です。

工事請負費は鳳来総合支所建設に伴いまして、現在支所に設置をしてあります防災行政無線設備を移設するための経費でございます。

備品購入費は防災行政無線戸別受信機の購入に係る経費でございます。

負担金は防災行政無線電波利用料に係る経費でございます。

なお防災行政情報アプリの多言語対応の具体的な内容でございますが、多言語は10か国語に対応しております。英語、中国語これは簡体及び繁体と2種類あります。韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、フランス語、タガログ語、日本語の計10か国語に対応しております。

戸別受信機から流れます日本語の放送内容と同じ内容がスマートフォンから音声と文字で知らせてくれます。その放送した内容を機

械側で10か国語に自動で文字変換をし、文字を外国人にお知らせするという仕組みになっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 詳細な説明ありがとうございました。内容を理解させていただきました。その上で防災行政無線のWEB配信システム、アプリの運用を開始するという点についてもう少しお伺いしたいと思います。

こちらは多くの市民の方に御利用をいただければこの防災行政無線が有効に使えると思うのですが、周知の方法、現時点で想定ございましたらお伺いします。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 周知の方法でございますが、広報それからティーズのアプリそういったものを通じて周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 そちらは通常一般的な市の広報の手法になってくるかと思いますが、今回多言語対応ということでせっかく10か国語に対応してこのアプリ使えるということですが、問題は10か国語、例えば中国語を話せる方が広報を見ても分からないというところがあると思うんですが、そういった方に使っていただくためにどうやって届けていくのかその点について確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 その点につきましては、昨年もまちづくり推進課、外国人の方に対応している所管課とタイアップをしまして、外国人に対する災害情報、災害の時に避難をしていただきたいというところの研修をやっております。

引き続き、令和4年度につきましても、そういった機会を設けて外国人の方にお集まりいただいた中で改めて詳しく説明をやってい

きたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款 消防費の質疑を終了します。

歳出10款 教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

小野田直美委員は退席いたしておりますので、次の質疑者に入ります。

次に2番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では第16号議案令和4年度新城市一般会計予算歳出10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業401ページです。

学校給食共同調理場の当初、本体の実施設計の見積もりの中に17校分受入校分の実施設計も含むとされていたにも関わらず、これを分割した理由とまた実施設計委託の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 令和4年度の委託事業としましては、小中学校の給食室の asbestos 調査、新城小、新城中学校以外の学校について受け入れ施設に改修するための実施設計業務、新城小、新城中学校について受入施設を新築するための実施設計業務を予定しております。

なお新城小学校の実施設計業務に係る予算については、委託期間を2か年とすることから債務負担行為として計上しているところで

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では再質問させていただきます。当初の実施設計で17校分が一

緒になってたのに、それを分けた理由がなかった気がするのもう一度お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。詳細にあまり把握しておりませんが、恐らくその実施設計の中で行う業務とは別で恐らく学校の改修工事については極力地元の業者を使いたいということで、そのために今回本体とは別で実施設計を行うということで話が進んだというふうに理解をしております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、今回のこの実施設計を分けたのは、地元の業者をお願いするということが決まっている方向でお話が進んでいるということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まだ業者は来年度、新年度に入ってから決定していきますので、まだそういうことまでは考えておりませんが、令和3年度に調査を行っておりますが、それは市内業者ではないです。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では市内業者、もともとの実施設計の中に、17校分入っていたものを分けた理由というのが市内業者に17校分をお願いする可能性があるからということで分けたけれども、今のところ、実際に市内業者をお願いするかどうかは分からないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 市内業者を想定したというのは工事についてですね。実際の改築工事については市内業者に発注をしたいと考えておりますが、それに係る設計については特に市内業者でお願いをするということは今は考えていないというか、どこになるかはまだ分からない状況です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 あまり深掘りもあ

れですけど、そうすると先ほど仰られたそのもともと含まれていたものを分けた理由が、実施設計17校分の実施設計は地元業者にお願いする可能性もという話が出たので分けたというのが合わないとは思いますが、次の質問に行きたいと思います。

私は建築のことが素人で申し訳ない、よく分かってないんですけども、この17校に関しては基本設計はどこかでもう出ましたか。やらないんですか。書いてないんですが。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 工事がそれほど大掛かりなものではないので、実施設計を行うということで予定をしております。基本設計は行う予定はありません。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ではこの17校分に関しては基本設計を行わずいきなり実施設計を行うということで理解いたしました。

もう一つこの項目の中にある実施設計修正委託料440万円は何をどう修正するものなのか、内容を教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 この修正委託につきましては9月議会で9月補正で2か年ということで債務負担をお願いした予算であります。

それを今年度4年度に支払いが生じることから予算化した予算になるんですが、内容としましては、実施設計で建物、共同調理場の本体の建物の位置を実施設計で行ったものから1.5メートル場所を変更するための修正設計になります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ずらすというそんな簡単な訂正でできるものなんですか、よく分かりませんが、理解いたしました。

あと項目の中にあるアスベスト調査業務委託料748万円は、これもまた私も自分では調べたんですけども、アスベスト調査はそも

そもどういふものでどういった場合に必要になってくるのか、また今回17校中何校でそれが必要となるのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 アスベスト調査につきましては、石綿障害予防規則という規則がありまして、これは主に改築や取り壊しをする時に行う調査なんですが、作業員の体の安全のために行う調査というふうに理解をしております。

そこにアスベストが含まれているかいないかでその作業が変わってくる、そのための調査というように認識しております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 改築、取り壊しの際に作業員の体の安全のためアスベストが有るかどうかわかるかこれは毒性が有るということでですね。調査するというので理解いたしました。では今回は17校全部で必要になるということによろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 全てで行います。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、よろしくお願ひします。10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、401ページ。本事業の内容を伺う。今のカークランド委員の説明がありましたので。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、学校プールのほうから入ってください。

○山田辰也委員 訂正いたします。すみません。10款5項3目学校保健費、学校プール運営事業、401ページ。本事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長

○原田俊介教育総務課長 内容につきましては、八名小学校とこれまで八名小学校のプールを活用していた庭野小学校、八名中学校に

ついて、民間施設を利用して水泳授業を行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 プール当然事業の中に入ってくるのですが、これを576万円の本事業の中の委託費ですね。これは一般分とあるので、369万3千円の委託内容と算出根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委託内容につきましては、水泳指導業務の委託料とバスを借りて民間施設への移動を考えておりますので、その運転業務の委託料となります。

積算根拠につきましては2つとも民間施設からの見積りと運転業務、バスのほうにつきましても業者見積りであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 賃借料が196万5千円ありますけれども、これも算出根拠と利用期間、利用頻度をお願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 バスの賃借料につきましては、今バスを2台借りることを想定しております。レンタカー28人、29人乗りのマイクロバスを想定しておりまして、2台借りるのに1日ごとに借りる場合と月ごとで借りる場合があります、想定する事業日数が6月7月に行う事を予定しておりまして、その2か月間の賃借料ということで196万5千円を計上しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 老朽化ということにして、給食センターのことも出てるんですけども、この本事業をこのまま続けたほうがいいのか、それとも新しくつくったほうがいいのかという選択がいつか来ると思うんですが、現状では、このプールの老朽化はかなり進んでおりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 学校によっても差はありますが、かなり老朽化している学校が多いと認識しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 本来は民間のところを借りなくてもやれるのが一番いいですけども、その辺は理解できる場所だと思います。

では続きまして、先ほど間違えましたので、10款5項4目学校給食整備費、学校給食施設改築事業、401ページ。本事業の内容を伺います。

先ほどカーランド議員の中で説明がありましたので、少し不明な点をこれから伺いたいと思います。

私はおいしい給食を食べることが一番いいと思っています。お金がかかるのは分かっているのですが、子どもたちの健康を考えて、これで議員の皆さんが賛成多数で進んでいるようですけれども、内容について、問題点がありますのでそれを少し深掘りしたいと思います。

今回でも市民の方から参考見積りがなくなったのに、何で再発行できないのかとかそういういろいろな疑問点があります。

ですから、この中で疑問点を解決することがセンター化の一步だと。センター化するには疑問点を解決させていただきたいので、再質問に入りたいと思います。

まず事業の中に分かれておりましたけど、先ほどのカーランド議員の質疑の中で、まず仕様書から間違えていたというところがあったのですが、これは17か所の調査実施設計及び萩平の駐車場とあったんですけど、そのところに少し戻りますけど、これは仕様書の設計の時に双方が間違えていたというような話があったんですけど、これ双方が間違っていた訳でしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田議員、今の質疑でありますけれども、17校に対するこの改築事業のところになってくるんですけど、よろしいで

すか、それで。再度お願いします。山田辰也委員。

○山田辰也委員 スタートが非常によくなかったものですから、もう一度おさらいとして仕様書の中から抜かれた経緯がこれよく私はわからないところがあるんですけれども、簡単に説明していただければ結構です。設計の段階の中の仕様書、なぜこの当初からこれは入っていたはずなのに今回このように当初予算で分けてきたかというところとか非常に疑問なんです。

これ最初の設計の中に入ってたはずなんですよね。これはなぜこういうふうに分けたということをもう一度教えて下さい。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 分けたという訳ではなくて、もともとその実施設計の中で行うという認識がなかったものですから、今回令和4年度で行うということで予算計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 実施設計に入らなかったという認識と今言いましたけれども、これは抜いたというのはここにあります令和3年3月25日、この契約書は3月30日の末までですけど、ほんの少し前に抜いてるんですね。削除してるのです。

何でこの仕様書と設計書を作る段階で話し合っていたのに、急に17校の受入の施設が削除されたんですか。

これをスタートからはっきりしてもらわないと、この予算はきちんと説明していただけないと賛成するにどうも納得いかないものですから、お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 恐らくということになってしまって申し訳ありませんが、双方ともこちらもその実施設計の中で行うつもりがそもそもなかったということで、これは前市長も教育長も含めて全員協議会の中でも謝

罪させていただいたんですが、やはり業務のチェックが非常に甘かった、普通ではありえないような業務であったんですが、この年度末になって、変更になったというのは工期を延長するというので双方お互い共有している中で一度内容を確認したところ、双方にやる意思のないと言いますか、やる認識のない項目が入っておったので、そこで協議の上、削除したということです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 完了届は令和3年の5月31日になって、3月23日ですね、5月31日まで延びているので3月23日には変更してるんです。

スタートしてから今まで全然気がつかないと今言ってきましたけど、仕様書と設計書はこうあるべきものの仕様書を見て設計をしていくというふうにネット上も書いてあるんです。

こんな私でも仕様書と設計書はこうああそうかと思うんです。ですから、何でこの突然こんな遅くなってから気がついたと言ってます。

それはプロとしてちゃんとやってなかったじゃないですか。謝罪したから済んだというそういう感覚じゃなくて原因は何だったんですか。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 原因と言われてもなかなか難しい、明確なお答えが申し上げにくいんですが、3月になって気づいて変更したというのは先ほども申し上げましたが、年度内完了が難しいということで工期延長の協議をする中でそれが発覚したので、工期延長の変更協議とあわせて仕様書のほうを修正したということです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 令和2年7月に見積書をつくっているんですね。翌年の随分経ってから気がついた。そんな説明では市民の皆さんが納得できないと私は思います。

今回の金額がこのヤードの業務委託設計で5,800万円も出てるんですよ。新城の中学校と小学校、これでも高額な金額が出てますよ。これトラブルを避けるための仕様書があって、その仕様書に基づいていけば通常は、後でこれ外しましょうなんていう話はないと思うんです。

それと設計関係の方が部長、あの教育委員会の中にも資産管理の関係もいるというものですから、現在はそういう設計のプロ、設計士はおられるのですか。確認したいところあるものですから。どうでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 教育総務課の中にはそういった資格を持った職員はおりませんが、市の職員としては建築士の資格を持った職員が在籍しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、教育総務課にいらなくても相談するとかあると思うのですよね。だから相談なしでこの仕様書を出して設計に入ってたとそういうふうに感じてしまうのですけど、教育総務課の中にいないからそれで間違えたからということなんですか。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 申し訳ありません。その辺はどういうことかは、今お答えしようがございません。すみません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これはまず一つ大きな問題がスタートで基本設計の見積りがなくなってしまったと。市民の方が何で再発行できないか、1,300万円もお金をかけて参考見積りがなくなるような行政がこの途中で変更したという話を聞いても信憑性がだんだんなくなってきてしまうのですよね。

この前も参考見積りは取引業者がうちの新城市と取引があるのに関わらず出せないという話をしました。うちとの取引があるのに出

せないようなそんな業者がうちに入出入りしてるということは、例えばこの書類をつくっても信憑性がないんですよ。

だからちょっとここで引っ掛かっていますけどね。トラブルを避けるためにきちんと仕様書と設計書をやっていきましょうと決めているのに、なぜか当初の工期の3月末の少し前、3月23日に気がついて、17校の受入施設の検討、増築改修及び設計、実施設計を削除すると書いてあります。

雇用促進住宅前の敷地の駐車場整備の実施設計を削除するとある。駐車場については安いという話がある。この受入れの17校については当初で今回出てるでしょう、その5,800万円。新城中学校が715万円で小学校も出ている。こんな大きな金額が出てのになぜこんな簡単な基本設計をなくして再発行もできないような、そして一番の大きい問題は教育総務課には技術者がいないと。では技術者がいないような総務課がこの契約をやっていった市民はどう理解したらいいんですか。私たちは能力がなくてできませんけどなら分かるんですよ。設計業務と一切できないと、そういう土木関係とかほかのところにいるはずですけど、当時は元片瀬部長ですね、一級建築士だったんですよ。今は原田課長は来てこれで4月で1年ですか。だから原田課長にいくら言ってもしょうがないですけど、当時のことは話し合いとかが残ってるはずですよ。何もよく分からないけどこうなったってそういう認識でおるんでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。何にお答えすればいいのかよく分からなかったのですみません。もう一度お願いします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 まず1点目はこういう大事な契約に経験のない人が関わってたということなんですか。そういうふうに感じます。どうでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 契約業務については特に建築士でないとできないということではなくて、通常職員で行っている業務でありますので、その技術者がいないからどうということではないと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、仕様書はプロではなくてもいい、こうあるべきだっというもので仕様書をつくる。仕様書を受けて設計をつくっていくんですね、設計図。

では設計をつくるに当たって、プロでないからどういう物をつくるかが分からなかったという訳です。分かればこのようなトラブルが起きなかったと私は思うんです。

市民が知りたいのは再発行ができないようなそういうシステムがどうしてこういう起きたんですかね。

これを処分したという話を聞きましたけど、担当者。なぜそういうことが起きたんですか。大きなお金を使う前にこういう問題を一つずつ解決しないと進んでいかないと僕は思います。

まず謝罪をすればいいというわけではなくて、原因は何だったんでしょう。伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 当該見積書を紛失したことについては、先般の一般質問のときに山田議員から御質問をいただいて私がお答えさせていただきました。職員が公文書を適切に管理していなかったことが原因で当該見積書を紛失したという事実でございます。

その事実をもって当該職員を規定に基づき組織として処分したということでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、なくすことは誰でもあるんですよ。発行しようと思ったら断られたというじゃないですか。その断られたところの会社は新城市の仕事をしているんですよ。千郷中子ども園の基本設計をしているん

です。全然知らないところじゃないんです。電話1本入れれば済むんです。処分したからいいというその認識が私は理解できませんね。普通はなくしたら何とかしなくては行けないと、そういうことを私何度も言ってるんですよ。

次に入ります。この15校のヤード、これ業務委託契約するんですけど、これは通常一般競争入札をやっていくはずなんですけど、この辺の契約については今後どういうふうを考えているか、お聞かせください。

市内の業者を使う、使わないではなくて、また同じように随意契約にもっていくんですか。それとも一般競争、契約競争でもっていくんですか。お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 その契約の方法については、まだ詳細には検討しておりませんが、市で定めております随意契約のガイドラインというものでその随契ができる場合どういったものという具体例が示されておりますので、今回の事前の各学校の調査業務を行った業者とその随意契約のガイドラインに基づいて随意契約ができればそれが一番効率的だとは思いますが、市民に誤解のないような形で契約していきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、随意契約のところに入ったんですけど、市民に誤解のない契約をしていただきたい。

では随意契約の金額は高額なものは一般競争入札で低額な80万円以下とかは随意契約ですけど、今回は東畑設計さんで随意契約をしています。この契約のスタートの中でなぜ随意契約が通ってしまったんですか。通常随意契約は金額的にこんな大きな金額で随意契約するとか私は考えられないんですけど、その随意契約の根拠も伺いたいです。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 随意契約で金額設

定がされておるのが1号、私もあまり詳しくないんですが、随意契約できる場合、何号何号何号と幾つかあって、今回随意契約を検討できる根拠としては、前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計で、例えば基本設計受託後の実施設計委託を基本設計施工業者に行わせる場合というのが、市の定める随意契約のガイドラインにありましたので、それを適用していることだと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市の随意契約のことを今言われましたけれども、地方自治法の第167条2項ではできる場合とできない場合があるんですよね。ここには不動産の買入れまたは借入れとか、普通地方公共団体が使用する物品の製造、修理、加工または納入に使用させるために必要な物品の売払い、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適さないものとする。競争入札に適さないですか、この今回の本体のこの契約というのは。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、議員の言われた第167条の2の第1項第2号で今回随意契約を実施設計については行っております。それについては目的が競争入札に適しないということで、先ほど申しましたようにガイドラインに基づいて随意契約を行った所です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 随意契約をこれでやったと言うんですが、随意契約は入札ですよね。入札ということは、随意契約は入札ではないのですか。

○丸山隆弘委員長 山田議員に申し上げます。質疑からかなり離れてまいりましたので、もう一回ちょっと整理していただいて本題へ戻っていただけますか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 大分ずれておると思いますか。学校給食の改善事業をやるに当たってス

タート時点でおかしかったことを一つずつクリアしていないと私は言いたいです。

それで金額についても確認したところ、金額ね。3,925万円ですか、そのところでも先ほど庁内には専門家がないという話をしたんですが、いるとしても入札の根拠が予定入札価格が3,925万円を設定されて、東畑さんが3,918万円で落札しているんですよね、本契約を。

しかし、この予定見積価格を出すのに予定見積価格を出す設計書というのが情報公開の中に入っていなかったんですよ。だから、その3,925万円の予定価格をどうやってつくったんですか。

この辺が分かれば次に行きたいと思うんですけど、3,925万円の予定価格をつくるのに教育委員会の中ではどのような話をしたんですか。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 それは実施設計の話ですか。それについては業者見積りを取っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 業者見積りと入札の金額が同じだったら、業者が出した見もりは一者随意契約ですよね。一者随意契約が出した業者見積りを使って、入札予定価格を決めた訳ですか。確認します。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 一者随意契約ということで入札ではありませんので、その見積り価格をもって契約したということでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、見積り価格をそのまま支持して契約をしたわけですね。一者随意契約で金額を見積り価格をそのまま契約に持って行ってした。この算定の根拠というのは随意契約の会社が、東畑さんが持って来たものを基にして契約をしたということでは

ようか。確認したいんですけど、そういうわけですね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 はい。そういうことです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと鵜呑みに、もらったものを全てオーケーというふうに認識してしまうんですけれども。値引きもせずに出された会社の見積りをそのまま採用したと。これはほかにつくる会社があるんですけれども、入札の時も4者あったんですけれども、この予定価格の3,925万円という予定価格は正しいかどうかはどういうふうに判断されたんですか。出されたものをそのまま入札の契約でしたから、そのまま出されてそのまま落札という訳ですか。通常入札する会社が幾つかあるのにも関わらず、一者を見積りをもって契約したというそういう認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 一者と随意契約をしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そこで予定価格の3,925万円も東畑さんが出された見積書3,918万円に99.8%ですから、0.2%の計算を上乗せをして、落札入札、入札ではないと言っていますけれども作った所のものをそのまま見積もりを使った入札金額で契約したという。再度これは間違いないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。今その契約書の書類が手元にありませんので、細かな金額がはっきり分かりませんが、見積りを徴取してそれで契約を行ったということです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員に申し上げます。本題の質疑になるべく早く近づけてください。山田辰也委員。

○山田辰也委員 なるべく早く戻ります。問題があるから、私は進みたくないから問題を解決していただきたいと。それで一者随意契約でつくって一者で出されたものをそのまま使っている訳ですね。それでいいというふうに。

でも先ほどの地方自治法167条の2項、これ新城市は基本設計入札、基本設計で落札したから当然経験があるからそのまま随意契約という認識でもよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。もう一度お願いします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、先ほど言ったように東畑さんがつくった見積りを基に入札予定価格をつくって、東畑さんがつくった見積書をもって契約を結んで、それをお金をお支払いしたと、そうですね。

それで支払いした金額がほかのところは入れてなかった。ほかのところを入れてなかったのは一者随意契約であったということですね。一者随意契約で競争原理が働いてないと言われたらその辺はどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 競争入札が原則ですが、そうでない場合も定められておりますので、それは特に違法な手続とは考えておりません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 なかなか出れないんですけど、違法な手続ではないですと今言いましたけれども、ではこの金額が正しいかどうかというのはどこで判断されたんですか。

この予定価格をつくった時の金額が東畑さんの見積りの3,918万円を使って、0.2%を上乗せて3,925万円にした後に入札があってこれがこの金額で決まったと。

私が言うのは、この3,925万円が本当に正しいかどうかというのを感じて、そこで次に

行きたいと思うんですけど、もう一度確認します。この3,925万円が妥当だというその根拠をお願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 見積りを頂いた上で業者単価については、国土交通省から公表されておりますので、それに基づいて単価のチェックは行っていると思いますし、あと人工についても標準的なものが公表されておりますので、それについてチェックを行っておると思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 監査委員からの随意契約には十分疑念を持たれないようにしてほしいということでそういうのが回ってきて私も見たんですよ。市長も監査委員でいたんですよ。ですから、少しでも安くできるということをここで考えてなかったのではないかと私は思うんですね。

教育総務課がこの金額が妥当かどうかよく分からないと言われると、この元は、設計したところの出された見積りを全部オーケーだというふうに見てるもんですから、私はどうもこの入札業者が幾つもあるのに競争入札をしていない新城市はこれ問題があるのではないかなと思っているんです。

元に戻りますので。

この受入施設の改修実施設計業務委託の15校です。ここは通常の委託業務をやっているんですが、これは学校ごとに調べて本当に老朽化してるかというのはどういう判断で出されたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 来年度予定しております受入施設の改修実施設計業務委託につきましては、今年度行った現況調査から、どういった改修が可能かというところを設計を組んでいくものであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それは分かるんですよ。浅

尾委員が毎回直してくれという話をしていたと思うんですね、今まで。小学校、中学校ですかね。僕も行ってきたんです。中学校は鍵がかからなくて隙間があって砂も入ってくる状態だったんですけど、これはセンター化に向かって急に始めたように感じられるんです。前からはそういう声はなかったですか。老朽化しているから直してくれというのは、どうでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 老朽化については十分承知はしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、老朽化を知った上でやってなかったというのは、やはりお母さんたちと話してもセンター化をするという話を聞いたのが大分後なんですよ。教育会議で集まっても皆さん自校式がいいというスタートだったと思うんです。議員の皆さんが賛成多数で予算が通っていくという現実を見て市民の方からは、前回の一般質問でカーランド陽子議員が言ったように、市民に説明なしで進んできたのは認めているというところですよ。

だから以前、この問題点について本当に向き合っていなかったからこういうことになったと思うんです。それで5,800万円ですよ、改修だけで。それで一般質問の時に言ったんですけど、片瀬元部長は40億円もかかるような話をしながらスタートしていたもんですから、なぜ本来のことをやらずに今頃になって設計に入った、調査設計に。疑問点がたくさんあるんですね。

まずこの施設を決めてヤード15校ですね、15校。新しいところは全然やらないというわけですね。確認したいと思いますけれども、黄柳川とか作手については調査しないということですか。作手は親子方式だもんね。古くなっているところも結構多いんですけど、全部受け入れるつもりでこのヤードの調査をす

る訳ですか。終わつとるね。

○丸山隆弘委員長 山田委員、質疑ですか。

○山田辰也委員 次に質問します。先ほど聞いたのですけれども、新城中学校の建物はすごく古いというのは分かるのです。

しかし小学校は現地を見て来たんですけれども、それほど老朽化してないように見えるんですが、これは実際老朽化しているというところはどの辺が老朽化してるんですか、それを伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 築年数からそういうふうに考えております。

~~~~~  
○丸山隆弘委員長 山田委員、しばらくここで休憩をいたします。

再開を5時5分とさせていただきます。

休 憩 午後4時57分

再 開 午後5時5分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。山田辰也委員。

~~~~~  
○山田辰也委員 当初の問題点があったということ、皆さん理解していただきたいということですね。先ほど仕様書と設計書が突然間違ってたとか、どうやってつくるといふ話をお互いして契約をした上でところが違っていた。私は随意契約でも少しでも安くできると思ったものだから、今までのことを言ったのですよ。

しっかり行政側のほうでも設計士の方が見ていただければ、見積りの時にそういうことがないと思うのですけれども、うちはどちらが間違ったか分からないですが、仕様書と最終的なものが全く違ったということが出てくるものですから。では、ちょっと戻りまして、いや、進みますので。このセンターを設計していく時にこの受入れのヤードもつくるんで

すが、新城の中学校は特にひどかったのですけれども、小学校もそうですけれども、これは全部壊さないと前に進めないという訳でしょうか。確認します。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 取り壊して建てるのは新城中学校と新城小学校だけです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それは分かるんです。全部壊さないといけない理由はやっぱり老朽化でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。確認です。全部壊すとは何のことを言われているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 老朽化したというのは新城中学校と新城小学校の建物が、私が見た感じでは中学校はひどいと。ほかっていたからぼろぼろになったと。小学校はそれほど古い感じではなかったんですが、老朽化という認識で全て更地に戻して、もう一度建てるということかどうかということです。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 新城小学校についても築40年を超えておりますので、かなり老朽化しているという認識であります。新城小学校については、できれば今のところを壊した上に同じ場所で建てるのが一番、あとの配膳のことを考えると一番効率的であると考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 中学校はもう壊したほうがいいと思うのですが、小学校は見た目と中をのぞいたんですけど、結構きれいなものから、その辺が納得ができないところなんです。

これは壊さなくて、ほかの15校のようにヤードだけで一部改修、改良は駄目なんですかね。どうしても先ほど言った一度壊して再度

受入口を作るということでしょうか。確認したいんですけど。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 その予定であります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 中学校はぼろぼろでああそうかと思ってたんですけど、敷地も広いのにそこでなければ駄目なんでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 敷地が広くあるように思えるのですが、実際、給食を教室まで届けるルートが当然必要になってきます。そういうことを考えると、今ある例えば2階に運ぶエレベーターの近くであったり、配膳室の近くであったりということはかなり一番効率的な場所というのが絞られてきますので、いくら敷地が広くあってもなかなか適したところがないというのが現状です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 鳳来地区は改修してヤードをつくるというのがわりと簡単だということでしょうか。ほかは見に行っていないものですか。ほかにも古いところもあると思うのですが、そこは一部ヤードをつくるだけでいいわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 新城中学校と新城小学校以外は基本的には、今の給食室を改修します。給食室が食材の搬入に不向きなところは今の普通教室を改修して、受入施設にするように今計画をしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 少し違う視点から行くんですが、壊してしまうということは使えなくなるということなんですけど、防災の点からお母さんたちとか地元の声は何かあった時に、これ残しておいて欲しいという声もあるのですよね。これは完全に廃棄してなくなってしまうという認識でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。それは新城小学校、新城中学校のことでしょうか。それとも全体のことでしょうか。

○山田辰也委員 全体です。

○原田俊介教育総務課長 今の給食の調理機器は全て不要になりますので、そういった物は全て撤去を行います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ということはセンター方式が決まれば、古い物は全部不要になって片付けてしまうことについては、地元の防災とか地元の方の話し合いがあってもいいはずですけども、こういうふうに進めるからそういう話を地元の方でも話しておられるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 令和4年度の予算にはそういったものは含まれておりません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 もったいないという考えの点から言いますと、この調理器具は使えるという視点で見ているんですよ。ですから学校ではなくても、その部分について検討されれば、防災の時に避難地が小学校になっているようにいろいろな人が集まってきた時に、先日の一般質問のときにも見つけて読んだんですけど温かい物ができれば、

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、申し訳ないです。かなり中身についてはまたほかの分野でも質疑ができると思いますので、日を改めてまたお願いしたいと思います。本題に入ってくださいと思います。

○山田辰也委員 分かりました。ではまたほかのときにこの話をしたいと思います。

ではこの日照権許可申請手数料とかあるのですけれども、これは新城小学校が日照権に関わる場所に建っているという確認をしたということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 日影規制ということで建築基準法上で建物が冬至の期間、何時から何時までの間に何時間日影を作ってはいけないという基準があります。

今、新城小学校が一部その時間が日陰になってしまう時間帯がありますので、通常でいきますとその部分を修正した上でないと新たな建築行為ができないのですが、ほかの周辺住宅等に影響がなくて、愛知県の建築審査会の許可を得られれば、そのまま是正なしで建築行為ができるということで、それに基づいて、今までも建築を行っておりますので、その都度建築の許可が必要になるということの手数料になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これは今ある物が規制に関わると、ですから壊すという話なんですか、新しく造る物が今有る物を壊さないと許可が下りないと、どちらなんですか。今ある物が許可が下りないから壊すと。新しく造る物があるから壊すと。どちらなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。なかなか説明がうまくできなくて申し訳ないんですが、今回のこの日影規制の関係と給食室を壊す壊さないは関係ございません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 日影規制と小学校の関係はないと、中学校。それは関係ないということでは壊さなくてもいいと、意味が分からない。もう一度すみません、お願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 新城小学校については今回給食室を取り壊して新しい受入施設を建築します。なので建築確認申請が必要になるんですが、今その確認申請を取る前段階として、今の学校敷地内の建築物は全て適法に建っているという前提で確認申請が出せるんですが、今建ってる校舎の一部が民地に対して日陰を長時間つくってしまう。そういう

ことで、本来であれば、そこの日陰をつくらないように今の校舎を改修する必要があるのですが、改修をして適法になった上で、新しい建築物を建築するという流れになるんですが、その日陰になることは周囲にそれほど大した影響を及ぼさないということで、県の建築審査会が今のままでいいという許可を得られれば、今の校舎を改修せずに新しい受入施設が建築できますので、そのための許可を申請するということですが、分かりますか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、そのままでいける可能性もあるということですね。今でもということですか。分かりました。では、私は何もしないで少しこのままでいけるのが一番希望ですけども、まずはそこまでということで、以上です。

次の質問に入ります。10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場運営事業、403ページ。本事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 内容につきましては、共同調理場整備に係るアドバイザー業務委託と業者選定に係るプロポーザル評価委員への報酬とその費用弁償です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これはプロポーザルで話し合いをしてやっていくということで、またプロポーザルも入札になるわけでしょうか。プロポーザルは自分のほうからの話し合いでもってくわけですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 プロポーザル方式での業者選定ということになるんですが、まず市のほうでその前提となる業務委託の仕様書とかプロポーザルの実施要領というものを一般に公表を行います。

それを見た業者が手を挙げる意思があれば、提案書を提出してくるということで、その提

案企業を一度面談をして、そこでどういったことができるのかというのをプレゼンテーションを受けて、こちらがどこを交渉するかを選択します。

その一者選んだところと交渉して価格的につり合えばそこと契約ということになります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、今名古屋市内で大きな会社とか工場が入っているところになるのではないかと思うのですけれども、この東三河の中にはそういう会社はあったかなと思いますけれど、やはり名古屋とかそういう大きなところからの企業の選出になるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まず基本的にこちらから指名はしませんので、やりたいという業者が手を挙げてくるということであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは10款1項3目教育指導費、外国人児童生徒教育推進事業になります。353ページです。事業内容を伺います。

2点目外国人児童の数と具体的に教育の対応内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 まず事業の内容ですが、日本語初期指導教室と外国人児童生徒支援があります。

日本語初期指導教室では子どもが日本語の初歩を学びます。外国人児童生徒支援はスタッフが授業の中に入り一人一人に支援を行います。またスタッフが通訳や翻訳を行い、子ども・保護者と教師の間で互いに理解し合えるような関係づくりに努めます。

続いて人数ですが、小学生が15人、中学生が35人計50人です。子どもの年齢や発達段階あるいは実態に応じて学習内容は異なります

が、新規に入学あるいは転学してくる児童に対しては、平仮名、片仮名、あるいは簡単な文、こういったところから学び始めます。

また一日も早く日本の学校生活に慣れるように日常会話も学んでおります。

訂正します、すみません。小学生が35人です。中学生が15人です。申し訳ございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。小学生が35人、中学生が15人ということで外国人の児童生徒数が多くなってきている状況下でこういった事業が組み立てられていると理解をいたしました。

そういう中で学校現場の状況を分かれば教えていただきたいと思って質問するんですが、日本語をまだ理解できない子どもさんとまたそれを教えるという学校現場の先生方の変な想像はするんですが、その中でどういった所が一番現場では困るのかというのを教えていただきたいのと、あとどちらの国の子どもさんが多くなっているのかという、そこら辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 現場で困ることについては、日常生活あるいは授業の中にどんどん入っていくことによって子どもが慣れてくるんですが、ある程度の年齢に達すると授業で学ぶ内容が難しいということに加え、日本語が理解できない、その辺りで高学年、中学生で苦しむことがございます。

あと言葉ですけれども、ポルトガル語をしゃべる子が50人の中で多くを占めております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。現状のほうが大変な中で先生や生徒さんも教えていくというところで理解をいたしました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。10款3項2目教育振興費になります。少人数学級編成推進事業で367ページになります。

1点目が2,122万9千円の主な内容を聞かせて下さい。

2点目どこの学校を少人数学級とするのか伺います。

3点目どの様な効果を期待しているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 まず歳出の主な内容ですが、3つの中学校の常勤講師と非常勤講師1名ずつ計6名の人件費です。これまでの学級編成で35人を超える学級を35人以下学級にします。令和4年度においては新城中学校3年生、東郷中学校3年生、八名中学校2年生が該当します。期待される効果ですが、少人数学級により教師の目が一人一人に行き届き、きめ細やかな教育が実現できるようになると考えます。

来年度公立高校入試制度が大きく変わりますので、子どもや保護者の不安も増すと思いますが、一人一人丁寧に対応することで一人一人の子どもが進路実現に向けて、学習に励むことができると考えております。

また学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止という点で考えると、子どもや保護者が不安を軽減できることも考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁で理解をいたしました。35人学級がまだ実現できていないところをやるということで、6名の先生含めて採用して対応することで理解をいたしました。

コロナ禍もあって一人一人間隔を空けるといふところ対応策であるということも理解をいたしました。

1点こちらで非常にいい内容と思って理解をしておりますが、こちらのほうは先生を増やすということになるものですか。これは理解としては、市が独自に先生を採用するという理解でいいのか、県が採用するというような形になるのか、そこら辺の内部的な状況を

教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 この6名については、全て市費で採用させていただくことになりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。市費ということですね。

あとこちらのほうは中学校かと思いますが、小学校の少人数学級は今現時点ではどういうふうに考えているのか認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 小学校については、愛知県の施策により、令和4年度に4年生、そして、令和5年度に5年生、令和6年度に6年生が35人学級実現の方向で進めておりますので、令和6年度には全ての学級学年35人学級が実現できる見込みです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。県のほうでも小学校は進めて令和6年には完了するというので、非常に明るいというか希望がある答弁でよかったと思います。

それでは、次の10款5項4目の質問に行きます。学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、401ページになります。

1点目7,729万4千円の主な内容を伺います。

2点目新城小学校と新城中学校のアスベストの調査とのことでありますが、その必要性和他校の調査についてはどういう認識なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の主な内容につきましては、小・中学校の給食室のアスベスト調査委託748万円、新城小、新城中学校以外の学校について、給食室等を受入施設に改修するための実施設計業務、新城中学校について、受入施設を新築するための実施設計業務として、合わせて6,518万6千円が主

な内容です。

なお、新城小学校の実施設業務については、委託期間を2か年とすることから、債務負担行為として予算を計上しているところですので。

2点目ですが、アスベスト調査につきましては、石綿障害予防規則で建物の解体または改修作業を行う時は、あらかじめアスベスト使用の有無を調査しなければならないと定められていることから調査を行うものです。

なお、新城小学校、新城中学校以外の15校についても調査を行います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。事業内容のほうは理解いたしました。新城小学校、新城中学校は建替えをしていくということで調査、それ以外は受入口の設計というかどうかといったものを作れるかということで調査をしていくことで理解いたしました。

こちらの調査が済んで、今後17校の受入の総事業費というのは、大体どのくらいの見積りかとかは今の現時点では分かるのでしょうか。伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回の時点でお答えできる金額は持ち合わせておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、まだ分からないという答えだったかと思います。17校も新小、新城中以外の学校も調査するという事だったのですが、その中で黄柳川小学校の給食室はどうなるのかというところをお聞きしたいです。結構、比較的新しい小学校になってドライ方式で非常に最先端な10年も経ってないかと思うんですが、そういった給食室があるかと思いますが、そこら辺の調査等はどのようなふうな形にしていくのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 一応、規則のほう

では全てあらかじめ調査をしなければならないということで定められておりますので、黄柳川小学校についても調査を行う予定です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では黄柳川小学校のほうもこの給食室全部を壊すことはないと思うのですが、一部改築や壊してヤードという形で給食を受入口を作るというような形になるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認をさせていただきますが、調査というのはアスベスト調査のことではないですか。アスベストとは別の調査のことを言われておりますか。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すみません。アスベストの調査も必要がないのではないかなと思ったんですけども、そこも踏まえて必要なのかどうかお聞きしたいのと、あと調査をして、また今後ヤード等をつくっていく計画が進んでいくかと思うんですが、こういった比較的新しい黄柳川小学校もそういった施設をつくる必要があるのかという2点をお答えできればと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まずアスベスト調査につきましては、基本的には書類の調査と目視調査というのが基本で行うことになっておりますので、全ての学校で行っていきます。

それから受入施設への改修につきましては、今ある調理機器等が不要になりますので、それらを撤去したりとか、受け入れた食缶等がスムーズに配膳のほうへ流れていくような改修と、あとそれに必要な冷凍庫や保存庫などの設置を行ってまいります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。理解できました。アスベスト等の調査は新しくても必要ですということですので。

1点だけ最後にさせてもらいますが、先ほ

どの山田議員と重複するところがあるのですが、やっぱり小・中学校は災害時には避難所になっているものですから、やっぱりこういった給食室等で食器等があれば、ガスとかもあれば炊き出しとかすぐできるかなと思うのですが、黄柳川小学校でそういった防災の観点で本当になくしていいのか、機材だとかガスボンベだとか、そういった話し合いというのはするべきだと思うんですが、そういった地域の声は聞くところは用意されているのかされてないのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 令和4年度においてはそういったことは、今のところ考えておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 失礼しました。大変申し訳ございません。もう1点最後にあります。10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場の運営事業になります。403ページです。1点85万4千円の主な内容を聞かせて下さい。2点目共同調理場で調理を行う業者のプロポーザル方式で選定内容だと思いますが、市内に業者が何者あるのか伺います。ということですが、今、山田議員が質疑をされてその内容で理解をいたしましたので、再質問から入らせてもらいたいと思います。このプロポーザルで行うということですが、市内業者がいるのかと私思ったんですが、これは市から指名しないのでいるかもしれないし、いないかもしれないということだと思います。

その中で地産地消の観点から、しっかりこのプロポーザルの方式で落とし込める業者がいるのかどうか、そういったところ、新城市の農業の生産量の状況から見るという形が必要になるかと思いますが、結構、専門的な農業の情報等が必要になるかと思いますが、そこから辺の考え方や認識、どういう選定の形になっていくのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 プロポーザル方式で行っていく前提として、基本の仕様書、業務仕様書と実施要領を公表しますので、それに基づいた業務提案がされてくるものと思います。

その中に新城市の学校給食が進める基本方針のようなものが盛り込めればと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ではそういった資料づくりという形になるというように思います。

最後にこういった共同調理場になった場合の運営事業費、費用とかはまだ総額は今の現時点では分からないということでしょうか。今、大体分かるものなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 維持管理費については、それぞれの県内の似たような調理場を見ても千差万別で額が違いますので、なかなか見込めないところです。申し訳ありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款 教育費の質疑を終了します。

以上で、第16号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。山田辰也委員。

○山田辰也委員 では第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。今回の学校給食施設改善事業費7,729万4千円は受入校の設計調査を行うということですが、そもそもスタートでつまづき仕様書からも17校の調査実施設計、駐車場なども突然削除しております。これは行政の問題だけではなく、受けた設計会社にも大き

な問題があると私は思います。

実際、その契約の金額も信憑性があるかないかとその点についてはまだ疑問視しております。

また一者随契が本当に市民のためのよりよい金額なのか、競争原理が働いていないので、これは業者の言いなりではないかと私は感じます。

教育長も部長も、そして課長も自校式がいいと言っております。しかしながら一路センター方式へと走っております。10年前は自校式が素晴らしいという新城市だったんですが、今はまるで違っています。非常に残念なことです。現在使ってる調理器具も、実際は使えるのに捨ててしまうということは全く理解できません。これは時代に逆らっているのではないのでしょうか。

また避難地が小学校や中学校なんです。温かい食事も災害時に使えることを考えれば、この調理道具を捨ててしまうことがあるということをもう一度市民の説明をもって考えてほしいと私は思い、反対といたします。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。鈴木長良委員。

**○鈴木長良委員** 第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算に賛成の立場で討論します。

議論になっております令和4年度新城市一般会計予算には新型コロナウイルス感染症対策のための関連事業を始め、鳳来総合支所建設に向けた各種整備事業、(仮称)豊橋新城スマートインターの早期供用に向けた準備、自治体DXの推進や高齢者福祉、子ども子育て支援、地域の安全安心のための取組など多くの予算が計上されております。

反対討論のありました学校給食施設改築事業の内容につきましては、9月補正を債務委託したもの修正であり、またアスベスト調査の件につきましては、作業員の体の健康、安全のための措置であると理解をいたします。

給食受入施設予定箇所の各種調査や排水計画の見直し、擁壁整備などを始めとして必要な整備、改修を行い、学校給食施設の一日も早い供用開始に向けた必要な準備を速やかに進めるための予算措置であると理解をします。

以上の理由によりまして、第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算に賛成し、討論とします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。カークランド陽子委員。

**○カークランド陽子委員** 第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

はじめに、今議案は数多くの予算で構成されており、その内容は本当に多岐に渡っております。もちろんそのほとんどは大切な予算であるということです。

しかし、この議案には7,729万4千円という学校給食施設改築事業の予算が含まれております。これは主に共同調理場建設に伴い、各学校の給食受入施設を新築、または改修するための実施設計業務の委託料です。

共同調理場建設事業に関しては、先日の一般質問でも明らかになったように、設計に関わる過程で信じられないような間違いが多発しており、このような状態で強引に先に進めば、また同じような過ちを繰り返す可能性は否めません。

間違いを繰り返すということは本来必要のない作業が増えるイコール人件費の無駄遣いにつながるということであり、また事業の透明さがさらに失われ、市民からのさらなる不信感を招いてしまうことになりかねません。

また事業の進め方にも疑問があります。本事業を一般質問や噂で知った市民から、本当に自校式を続けることは不可能なのか、なぜ今まで老朽化対策をしてこなかったのかなど、私の元には様々な疑問が寄せられています。平成24年には新城市自治基本条例が施行されました。その第4条には市民、議会及び行政

は互いに情報を共有しまちづくりを進めますとありますが、情報を共有する事業と共有しない事業はどのようにして決められているのでしょうか。本事業のような市民の関心の高い事業で適用されなければ、一体いつ適用されるものなのでしょうか。

そして、平成27年に策定された行政改革推進計画にも開かれ信頼される市役所をつくりますとあります。事業を先に進める前に、まずはこのような不透明な点をクリアにすべく、また本事業の存在すら知らない市民のために市民説明会を開催すべきと考えます。

よって、この事業をこのまま継続するための費用が含まれる第16号議案に反対いたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。今泉吉孝委員。

**○今泉吉孝委員** 私は今回の16号議案に対しまして、賛成の立場で討論いたします。と言いながらも10款5項1目の学校給食施設整備費の中の2つの事業に関しては、市民の皆さんに対して、納得のいく説明が私の中でできないため認められない状況でございます。

今回第16号議案の学校給食施設整備費以外は市民の皆さんの思いに応える大切な予算でございます。

コロナ禍で経済的に大変になって貧困率が上がっている今、スピードが求められています。そんな大切な予算です。したがって難しい判断ですが、一部反対せざるを得ないところもありますが、市民の皆さんのことを考えまして、賛成とさせていただきます。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 第16号議案の令和4年度新城市一般会計予算について、反対の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

今度の新年度予算については、詳しくは本会議で述べますが、やはり人口が新城市は減り続けており、自営業者さんもコロナで大変

打撃を受ける中、自主財源の減少が本格化しているのではないかと感じております。

そういう中で市税が減っていく、また地域経済がじり貧になっていく、そんな危機感を持っております。その中でやはりしっかり議員として行政をお金を無駄遣い等チェックをしていく、また行政手続をしっかりと正して変えるところは変えていく、そういったところを反対の立場で討論をしてお互いよくしていく、そういった立場も非常に大事かと思っております。

そういう中で高速バス事業2,430万円が入っておりますが、こちらのほうも質疑の中ではジブリパークに期待していくという印象を受けますが、やはりこれまで何年にもわたり乗車平均人数は一桁であります。

本当に今最新でも5.5人ということで、このお金があれば、やっぱりほかのお医者さんと呼ばせ寄せる医療のお金に使ったりだとか、あとは買い物難民の状況のエリアにはそうしたバスや宅配、タクシー等と呼ぶようなお金に使えていったほうが、私は市民にとってはよりよいことだと思っております。

そういった提案もなかったものですから、今回反対をさせていただきます。それで幾つかありますが、やはり学校給食についても7,800万円の予算であります。こちらのほうは一日に3,500食つくる給食工場を造るということですが、先ほどの山田議員の指摘もありましたように、そもそものところで市民の声をまず聞いてないこと、また総額費とか概算費用をいまだに明らかにできていないということ。また参考見積書という公文書も紛失していること。4つ目には東畑設計の事務所との契約書または仕様書の中にそういった受入業務が入っている入っていないでミスになっていること、また愛知県の土地があったことを知らずに進めていったこと、数えきれば本当にきりがなし。こういったずさんな計画と市民からも言われているというところは一

且立ち止まって、しっかりそこを何がいけなかったのか、何が駄目だったのかというところを返事なしに進めることは、私はいけないと思います。

市民の税金がありますので、市民に説明十分にされていない今の状況、やっぱりしていくべきだということを保証ができていないものですから、こちらには賛成できないと思っております。まだほかの幾つかありますが、また本会議で述べさせていただきます。

以上をもって反対の立場で討論に参加させていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは第16号議案 令和4年度新城市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本予算については、新しい市長の新城の進むべき道を方向を示したという予算大綱、それに沿って編成されたものであります。

特に大綱中にありました安心して暮らし続けられるまちにおいて、成年後見支援事業であったり、認知症高齢者見守り事業であったりというような社会福祉の充実に力を入れております。

また女性のセカンドキャリア支援、女性の活躍サポートなどの新規雇用創出事業などそういったところにも力を入れている、その点が私は非常に素晴らしい点だと思っております。

また、ほかに市民福祉補充に係るそれぞれの事業については、しっかりと予算編成されていると考えております。

詳しくは本会議において述べますけれども、一つ付け加えるならば議論になっております学校給食共同調理場事業、そして学校給食施設改築事業につきましては、安定して将来にわたり子どもたちに給食を提供するという大切な事業であるということで、議決を経て、

ここに進んでいる事業であります。

この事業を進めるに当たっては一つ付け加えるならば学校給食に係る現状の課題、将来への課題、そして共同調理場とする必要性、そのための費用、財源等々について、また安全で美味しい食材の確保やおいしく温かい給食の提供、心配されております点について、しっかりと市民に、そして保護者に十分説明を行い、この共同調理場の事業を共通理解のもとで進めていただくようにぜひとも願うところであります。その点について付け加えさせていただきます。賛成の討論といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言するものなし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第16号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって第16号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。

本日の予算・決算委員会は、これまでにとどめ、散会したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、散会することに決定しました。

本日はこれをおもちまして散会します。

次回は、明日16日午前9時から再開します。

閉 会 午後5時54分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘